

平成22年度独立行政法人評価委員会農業技術分科会（第2回） 議事録

農林水産省農林水産技術会議事務局

1. 日時：平成23年2月7日（月）13：31～17：02

2. 場所：共用第6会議室

午後1時31分 開会

○内田技術政策課課長補佐 それでは、お時間となりましたので、ただいまより平成22年度第2回農業技術分科会を開会いたします。

開会に当たりまして、農林水産技術会議事務局、藤本研究総務官からごあいさつを申し上げます。

○藤本研究総務官 研究総務官の藤本でございます。

本日は、お忙しいところ、独立行政法人評価委員会の第2回農業技術分科会にお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

皆様にはもう言うまでもないことかもしれませんが、独立行政法人については、平成13年に制度が発足いたしまして、今年度で10年目ということになっております。一つの節目の年でもあるわけでありまして、本年度は、5年の中期計画が二つ終わりをしまして、最終年度ということになっております。

独立行政法人通則法に基づきまして、中期目標期間の終了時におきましては、主務大臣は独法評価委員会の意見を聞いて、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、それから組織のあり方及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき所要の措置を行うということになっております。それから、総務省に政独委がございますけれども、そこより昨年11月26日に独法の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性というものが示されております。これを踏まえまして、昨年12月21日に農林水産省の独法評価委員会を開催いたしまして、12月24日に農林水産省として独立行政法人の組織業務全般の見直しについて検討をしたところでございます。

また、委員の皆様とお会いするのは多分夏以来かと思っております。当時は、まだ、技術会議を廃止いたしまして、官房に新たな組織をつくるというような議論をされて

いたところではなかったかと思いますが、農水省の設置法が廃案となったこともございまして、改めて23年度の組織定員要求をする際に、農林水産技術会議は政務三役の主導により農林水産分野の技術開発政策と行政や民間との連携を十全に発揮できる体制を構築した上で、現在の技術会議はそのまま存続するというような形で落ちついているところでございます。

これを受けまして、農林水産省技術会議のあり方について検討を行いまして、昨年12月に見直しの方向を取りまとめたところでございます。今後、その見直しの方向に則しまして、厳しい財政状況のもとで、効率的・効果的に行政ニーズに応えながら、民間等との連携をとりつつ、成果が普及に及ぶ研究を促進していくというように考えているところでございます。

こういった諸般の情勢があったわけでございますけれども、こういったことこれらを踏まえまして、農林水産省では次期中期目標の案をつくらせていただいております。具体的には、研究開発の相乗効果の発現で管理部門の一層の効率化を図るために、中期目標期間中に組織のあり方や業務の実施方法を見直すこと、。それから、政策上の課題に適時適切に対応して成果の普及につなげていくため、行政部局との連携を強化すること、。それから、農研機構が実施しております教授業務でありますとか、基礎的研究業務でありますとか、民間研究促進業務、これらとこういったことにつきまして、総務省から勧告の方向性をご指摘いただいているわけでございますが、この指摘に沿ってそれぞれ見直すことなどありますとか、こういったことが主なポイントになっているところでございます。

中期目標の策定に当たりましては、分科会のご意見を聞くこととされておりまして、本日、ご審議をお願いする次第でございます。

それから、独立行政法人通則法の一部を改正する法律が昨年11月27日に施行されまして、独立行政法人が持っております不要な財産について、所要の手續に従いまして国庫へ返納するということになりました。この不要財産の処分に当たりまして、大臣は独法評価委員会の意見を聞くこととされておりまして、本件につきましてもご審議をいただきます。

そのほか、農研機構の役員の業績勘案率等のご審議もお願いするということでございます。

短い時間で多岐にわたります議論をお願いするというところでございますけれども、

何とぞ、今日1日、よろしく願いをいたしたいと思います。

改めて、ここで申し上げるまでもありませんけれども、独立行政法人は農林水産研究の推進に極めて大きな役割を果たしていると考えておるところでございます。委員及び専門委員の皆様におかれましては、各独法が、今日は五つほど出てまいりますけれども、一層効率的・効果的に研究業務を遂行して、農林水産業、食品産業の発展と豊かで健康的な国民生活の実現に寄与できますよう、幅広い視点からのご審議をお願いいたしまして、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

○内田技術政策課課長補佐 それでは、以降の議事進行につきまして、小林分科会長をお願いをしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○小林分科会長 本日は皆様方、ご多用のところをご出席いただきまして、ありがとうございました。

まず、事務局から、本日の委員の出席状況と配付資料について説明をお願いいたします。

○内田技術政策課課長補佐 それでは、本日の委員のご出席状況でございます。児玉委員、大下専門委員、小崎専門委員、長戸専門委員、矢澤専門委員からご欠席のご連絡をいただいております。また、梶川委員でございますが、1時間ほど遅れるというご連絡をいただいております。委員につきましては、現在6名中4名のご出席、そして梶川委員がおいでになりましたら6名中5名のご出席をいただくということでございます。農林水産省独立行政法人評価委員令第6条の規定により、当分科会が成立していることをご報告申し上げます。

それから、続きまして、事務局側の紹介をさせていただきます。

まず、先ほどごあいさつ申し上げました藤本研究総務官でございます。

次、横田技術政策課長でございます。

それから、経営局、榊人材育成課長でございます。

今度はこちら側になりまして、瀧澤総務課調整室長でございます。

その隣、檜村研究調整官でございます。

その隣、島田研究推進課産学連携室長でございます。

その隣、生産局、今野農業生産支援課長補佐でございます。

最後、私、内田でございます。よろしく願いいたします。

では、続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料をご覧ください。頭のところに配付資料一覧がございます。その下に議事次第がございます。その下に座席表がございます。次に出席者名簿。その次、資料1「各独立行政法人の次期中期目標（案）について」。続きまして、資料2「各独立行政法人の不要財産の国庫納付について」。続きまして、資料3「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の役員の業績勘案率について（案）」でございます。次に資料4「今後のスケジュールについて」、薄いものでございます。

その後ろに参考資料1としまして、「各独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」。そして、参考資料2「各独立行政法人の中期目標終了時における組織・業務全般の見直しについて」。最後になりますが、「中期目標及び不要財産の国庫納付に係る諮問文書」ということで、これは公文でございますが、手元に配付をさせていただきますいております。

過不足等ございましたらお知らせいただきたいと思います。いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以降、小林先生、よろしくお願いたします。

○小林分科会長 本日の議題は、議事次第のとおり、1が「各独立行政法人の次期中期目標（案）について」、2が「各独立行政法人の不要財産の国庫納付について」、3が「農業・食品産業技術総合研究機構の役員の業績勘案率について」、4が「その他」となっております。

それでは、議題1「各独立行政法人の次期中期目標（案）について」に入ります。

独法の中期目標の策定に当たっては、独立行政法人の通則法により、主務大臣は評価委員会の意見を聴くこととなっております。なお、評価委員会では、この意見決定は分科会に委任されております。

中期目標の審議に当たっては、まず農研機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センターの業務運営部分について、4法人共通の部分をまとめて事務局からポイントを説明していただき、4法人分まとめて審議いたします。その後、農研機構の研究部分について事務局から説明いただき、審議を行います。一度休憩を挟んだ後、農業生物資源研究所の研究部分について説明・審議、農業環境技術研究所の研究部分について説明・審議、国際農林水産業研究センターの研究部分について説明・審議、最後に一部業務が農林水産省と国土交通省の共管

になっております土木研について説明・審議という順番で行います。

大臣への意見については、研究部分の審議が終わったところで、法人ごとに検討したいと思います。

それでは、事務局より、農研機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センターの4法人の業務運営部分について説明をお願いいたします。

○樫村研究調整官 それでは、私から説明させていただきます。資料の1をご覧ください。

1枚めくっていただきますと、「独立行政法人の中期目標について（案）」、資料1-1がございます。これにつきましては、冒頭に藤本総務官からのごあいさつの中で申し上げましたが、基本的な考え方、ポイント等をまとめております。

考え方といたしましては、2の基本的考え方がございますように、政独委から出されました勧告の方向性、あるいは去年の12月に閣議決定されました独法の事務・事業の見直しの基本方針、それから昨年3月に農林水産技術会議で決定いたしました農林水産研究基本計画、これらの指摘や推進方向等を踏まえまして策定することとしております。

めくっていただきまして、3、主な策定のポイントでございますけれども、一つは、研究開発の相乗効果の発現や管理部門の一層の効率化を図るための見直し、それから2番として、政策上の課題に適時適切に対応するための行政部局との連携強化、それから3番として、教授業務等についての勧告の方向性等の反映ということでございます。

めくっていただきまして、次、資料1-2といたしまして、今回の中期目標のポイントを表としてまとめておりますけれども、今日は共通部分につきまして農研機構の中期目標（案）を使いましてご説明させていただきたいと思いますので、この表についてはお時間があるときに見ていただければと思います。

それでは、3枚ほどめくっていただきまして、資料1-3「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構中期目標（案）」を見ていただきたいと思います。

まず、一番最初に1ページ目、前文のところがございますけれども、今回は、各独法とも同じような考え方の構成としております。簡単に申し上げますと、一番最初のパラグラフでございますけれども、ここで各独法のミッション、こういう業務をやりまよというところを書かせていただいております。それから、第2パラグ

ラフ、第3パラグラフのところで、今回の中期目標を策定するに当たっての主な背景を書かせていただいております。それを受けまして、第4パラグラフ以降に今回の中期目標のポイント、特に研究ではこういう部分を重点的にやっていきますよといったところ、それから、業務につきましては推進方向のポイント、具体的に申し上げますと、行政部局との連携の強化、あるいは4独法間での連携の強化といったところを書かせていただいております。

それでは、1ページめくっていただきまして2ページをお願いいたします。

まず、第2、業務運営の効率化に関する事項でございます。1番の経費の削減、(1)一般管理費等の削減でございます。ここは効率化係数等を記載しております。ここは、数値を含めまして記載内容につきましては今検討中でありまして、まだ確定したものではございません。なお、現時点では、現行の中期目標と同様、一般管理費については毎年度平均で対前年度比3%、それから業務経費につきましては毎年度平均で対前年度比1%の削減を想定しております。

続きまして、中段から下のほうの2. 評価・点検の実施と反映でございます。まず、1点目が、この項目の上から4行目、「研究内容については」で始まるパラグラフの2行目になりますけれども、下のほう、「評価を国際的に高い水準で実施する観点」を評価の観点として今回書き加えております。これは、ご存じのように、国の研究開発評価に関する大綱的指針を踏まえたものでございます。ただし、生物研、農環研等のように基礎的な研究を主体とするところと、農研機構のように応用研究を主体とするところとでは、国際的評価というところもかなり違っておりまして、特に農研機構のように応用研究をしているところは、我が国の農業の実態にあわせて技術開発をしているところがございまして、なかなか国際的な比較が難しいところがございます。こういったところにつきましては、基盤的研究等のレベルを国際的な観点から見る、あるいは必要なところについて重点的にやるといったところで、実際の運営に当たりましては、各独法の実態にあわせることを考えております。

続きまして、同じ項目でございますけれども、その後ろのほうに「できるだけ具体的な指標を設定して評価・点検を行い、必要性、進捗状況等を踏まえて機動的に見直しを行う」ことを書き加えてあります。研究の目標は、中期目標、中期計画によって決めるわけですが、そういった中でも、目標達成に向けて具体的な研究内容を機動的に見直ししていくようにということで書き加えてあります。これを受けて、中期計画等における研究部分

につきましても、方法等まですべてをきちっと決めるのではなくて、その辺の自由度を持たせておくべきと考えております。

それからその後の、「また」以降でございますけれども、「行政部局を含む第三者の評価を踏まえ、生産者や行政にとって有用な研究成果を「主要普及成果」として選定する。選定に当たっては数値目標を設定して取り組む」としております。このところは、文章が事前にお渡ししているものとちょっと変わっておりまして、数値目標の設定が書き加えています。これは新たに書き加えたわけではなくて、ちょっと記載位置を調整いたしまして、後ろのほうに書いてあったものを前に持ってきたものでございます。

この「主要普及成果」の選定につきましては、全独法ではなくて、農研機構と J I R C A S で記載することとしております。これまでは、同じような考え方で、「普及に移し得る成果」というものを出してきたのですが、この中には学術的成果と呼ぶべきものも含まれておりまして、今回は農研機構、J I R C A S という両法人のミッションを踏まえまして、生産者や行政が直接利用できる成果に限定にするということで、名前を変えてこのような記載をしております。

ちなみに、基礎的研究が中心になる生物研、農環研につきましては、論文の数に加えて質を見るという観点から、インパクトファクターを見るようにしております。この点は、現行の中期目標と同様でございます。

次に3ページに移りまして、上から三つ目の項目、(3) 組織というところがございます。この項目の上から2行目から3行目ですけれども、「他の農業関係研究開発独立行政法人との連携による」とあります。これは4法人の連携ということでございますが、「相乗効果を発現させる観点から、組織の在り方を見直す」ことを書き加えております。これは冒頭に申しあげました4法人の連携強化を受けたものでございまして、4法人間の共同研究等をより進めやすくするような体制や、機動的な研究体制あるいは窓口的な機能の強化といったところを考えております。

それからその下、(4) 職員の資質向上と人材育成でございます。ここにつきましては、上から3行目から4行目になりますが、「行政部局、公立試験研究機関等との多様な形での人的交流の促進」ということを、今回新たに出しております。これは、独法のミッションを達成する上で必要な人材を育成するためには、こういった交流が非常に重要ではないかということで書き加えております。

それから一番下、4. 研究支援部門の効率化及び充実・高度化でございます。冒頭の1

行目から2行目でございますが、「研究支援業務のうち、他の農業関係研究開発独立行政法人と共通性の高い業務を一体的に実施することなどにより、研究支援部門の合理化を図る」としております。これも、先ほどの組織と同じで4法人の連携強化でございまして、共通する業務、今のところは、研修あるいはマニュアルの作成といったものを想定しておりますけれども、そういった共通してできるような業務を一体的にやることによって、研究支援部門の合理化を図っていくということを考えております。

次に4ページでございますけれども、ここから、第3、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項に入ります。

5ページに移っていただきまして、上のほうに、(2)行政ニーズへの機動的対応という項目がございます。これは、今回新たにつくった項目でございます。当然、各独法で行うべき研究というのは、この中期目標、それから中期計画の中で規定していくわけですが、その中期目標が走り始めた後に、色々な情勢の変化等で新たな行政ニーズは当然出てくるわけでございます。そういったものについても、各独法のミッションを踏まえて、やるべきものはきちんと対応していくということを明示的に示すために、今回このような項目を設定しております。

次は農研機構特有の業務が続きますので、少し飛ばし、9ページをお願いいたします。

下のほうに、6. 行政部局の連携、その下の(1)行政部局の連携の強化という項目がございます。ここは、今回のポイントの一つでございまして、政策上の課題に適時適切に対応するために、今回このような項目を書き加えております。具体的に申しますと、「研究の設計から成果の普及・実用化に至るまでの各段階において、農林水産省の行政部局と密接に連携し、行政部局の意見を研究内容や普及方策等に的確に反映させる」こと、そういった連携状況については「毎年度きちんと点検をする」ことを今回新たにつけ加えております。

それから次、10ページに移りまして、一番下のところに(4)知的財産権等の取得と利活用の促進という項目がございます。勧告の方向性等の中でも指摘されておりますが、知財権の収入に比ばまして、その取得あるいは保有に係るコストが高いのではないかとという指摘がございました。今回それを踏まえまして、一部文言を加えております。一つは11ページの頭のほうで、1行目から2行目、「権利化」、例えば特許を出すに当たってもう少しその実施許諾の可能性、出した後、本当にその特許が使われるのかどうか、そういったところをきちんと精査して権利化をしていくこと、あるいは、その下の行になります

が、「保有特許の必要性を随時見直す」こと、出したら出したで出しっ放しではなくて、出した特許がどの程度、実施許諾されているのか、あるいは今後許諾の可能性がどうかといったところを見て、可能性がないものは早急に放棄していくという措置を考えております。それから、その項目の一番下の2行になりまけれども、「なお、特許の出願及び実施許諾並びに新品種の登録出願及び利用許諾については、数値目標を設定して取り組む」ということで、これまでも特許の出願数、あるいは新品種の出願数といったものは数値目標で設定してきたわけですが、それに加えて、今回、実施許諾あるいは利用許諾の件数も評価項目として追加いたしております。

次が、同じ11ページ一番下になりますが、第4、財務内容の改善に関する事項でございます。12ページに入りまして、ここで新たに二つの項目を加えております。

一つは、3. 自己収入の確保でございます。自己収入を確保するために、一つは受益者負担の適正化、これは、各独法が第三者に行っているサービスにつきましては、そのコストに見合った費用を徴収するということでございます。決してこれでお金もうけをしようというのではなくて、コストについては、それを受ける受益者に適切に負担していただくこととでございます。それから、特許使用料の拡大、これは先ほどの知財権のところでお話ししましたけれども、特許使用の拡大で自己収入の確保に努めていきたいということとを3番として書いております。

それから、4番としては保有資産の処分。これは資産の処分ができるようになったということを受けて、今回新たに書き加えております。

それから、第5、その他業務運営に関する重要事項に移りまして、2. 法令遵守など内部統制の充実・強化という項目でございます。これは、この分科会でもたびたび指摘をいただいておりますけれども、今期中、各独法で化学物質の不適切な管理があったということ、これを受けて、こういった項目を今回つけ加えております。また、勧告の方向性の中でも、法令遵守あるいは内部統制の強化・充実が述べられていることを踏まえましてつけ加えた項目でございます。これまで、この項目は情報の適正な取り扱いだけを記載しておりましたが、今回、法令遵守・内部統制の徹底ということを加えて、大きな項目としております。

以上が共通部分の概要でございます。

○小林分科会長 それでは、以上の部分につきまして、質問、ご意見をお願いします。

○前嶋委員 2ページの経費の削減の欄の一般管理費のところ、●になっていますが、これはいつ決めるということですか。

○樫村研究調整官 これから財務省等との協議等もありますので、もうちょっとここにつきましては時間がかかるかなというふうに思っています。

○前嶋委員 基準が出るということですね。

○樫村研究調整官 ある程度、向こうの協議の中で、この辺というところが出てくると思いますが、今のところはっきりしたところがわかりませんので、現行と同じくらいを想定しているということでございます。

○小林分科会長 新たな中期目標・中期計画に基づいて業務を開始するまで、あと2カ月もないわけですからね。まずは従来とほぼ同等と想定して検討していいのではないのでしょうか。

ほかにございましょうか。

○石井委員 特許の出願についてお伺いします。民間会社でも非常に問題になっているのですが、特許を出すことで権利になることは権利になるのですが、その及ぶ範囲が非常に狭いのです。本来は特許はもっと権利を広くとるべきで、海外の企業などの特許の取り方は非常に上手です。私どもは知的財産部に対して、研究者の発明した内容だけではなくて、これに知的財産的な付加価値を付加して出してくれと言っています。これは非常に難しいことでありまして、研究者の書く明細書は非常に限定された狭い範囲であることが多いですが、農水省では、さらにそれをベースにして権利範囲を拡大するというような努力は、どういうところで、どのようにされておられるのですか。

○樫村研究調整官 実際知財をとるときには、今おっしゃられたように、範囲が限定される傾向にあるかもしれませんが、最近はや理士等を活用しまして、範囲をもっと広げられないか、そのためにはどういったデータが必要なのかというところも含めて、とれるものであれば、その範囲をきちんと考えて出す方向になっています。昔に比べれば独法も特許等の権利についての意識が変わってきておりますので、そういった体制も少しずつではございますけれども、できつつありますので、今、先生からご指摘があったようなことも踏まえて、今後の知財戦略に生かしていきたいと考えております。

○小林分科会長 よろしいですか。

これは3ページの4番の、研究支援の効率化及び充実・高度化に関する事項ですが、知財関連事項は他の独立行政法人と共同でやるという姿勢を強めたほうが良いような気が致します。

○樫村研究調整官 ご指摘のとおり、独法によっては、それだけの労力を割くのは、なかなか困難なところがございますので、そういったところは、連携できれば連携しておっしゃるとおり効率的にやっていきたいと考えています。

○西澤委員 それに関連して伺いたいのですが、特許を申請する時の明細書は全部研究者が書くんでしょうか。とても難しい作業になるかと思いますが、特許事務所との連携はどうなっているのでしょうか。

○樫村研究調整官 確かに独特な書き方があり、なかなか研究者が一人で書くことはできませんので、もともになるものは研究者がつくりませんが、それを弁理士等に見ていただいて、書き直していただく、それでまたやりとりをしながら、最終的に出せるような書類につくっていくという形をとっております。

○田中専門委員 新たに「行政ニーズへの機動的対応」ということが5ページで言われておりまして、1ページの前書のところでも、「行政部局との緊密な連携の下で、政策上の課題を適時適切に」云々ということが書いてあるわけですね。一方で、10ページのところでは、成果の利活用のところ、研究成果を行政施策へ反映させるということも言っているわけですね。行政と研究というのはインタラクティブなところもあるわけで、行政部局のニーズを優先させることはわかりますが、やはりインタラクティブがありますよということを、初めのところに、研究の成果も速やかに反映させるというような文章を加えていただいたほうが良いような感じがします。全体説明の中でも、いろいろ研究課題に自由度を持たせるとか、そういう説明がございましたが、やはり研究と行政というのは基本的にインタラクティブなところがあるというような感じが私はします。これは、説明を受けた印象です。

○樫村研究調整官 ご指摘の点は重々承知しておりますので、その点も含めて検討させていただきます。

○綾部専門委員 少々細かいところですが、5ページ目、3番の(1)のア、ここの3段目なんですけど、「たばこ製造業等の生産性の飛躍的向上や安定供給」と出ているんですけども、今、禁煙が進んでいる中で、これをわざわざ出すのはいかなものかなというところが一つありました。

それと、その前の4ページ目、ちょっと文章が長くてどこで切れるのかがよくわからなかったのですけれども、5番の第2の「大学、民間企業等による基礎研究から実証研究に至るまでの一体的な取組を促進するために国が行う環境の構築に協力する」のところが、どこで切れるのかがよくわからなかったんです。教えていただければと思います。

○樫村研究調整官 まず、5番の産学官連携のところ、どこで切れるのかというご指摘、確かに、これはこちらでつくったときも非常にわかりにくいとの指摘があり、幾らか工夫をしてみたんですが、ここの文章は、地方自治体等が基礎研究から実証研究まで一体的に取組を促進するために国が行う環境の構築、ここまでが一つのまとまりでして、その国が行う構築に対して、独法は協力しなさいよと、そういう意味の文章でございます。

それでは、前半のほうについて。

○島田研究推進課産学連携室長 ご指摘の点は重々理解しておりまして、最近のいわゆる喫煙に関する動向は存じ上げているわけでございますけれども、ここでは、製造業等の生産性の飛躍的向上ということで書かせていただいております。その必要性を述べさせていただいたものでございます。

○小林分科会長 あくまでも削れという意味じゃないが、ここは目立ちますよね。これは絶対入れておく必要はあるんですか。

○藤本研究総務官 たばこは他省との共管の部分でございますので、これでもお願いしたいと思います。

○市田専門委員 5ページに農業者大学校が平成23年度末をもって終了が決定したと書かれていますが、最終的にこういう形にした経緯を簡単にご説明いただけますでしょうか。

○榊人材育成課長 農業者大学校は昨年の春の仕分けで、2年間の就学期間がございますので、すぐにやめてしまうと今の1年生に影響があるということで、在校生の在学期間に配慮して廃止という最終結果でございました。

私どももいろいろ検討しましたがけれども、今のスタイルでの農業者大学校は今の1年生が卒業する23年度末、来年度春をもって終了するというので、仕分けの結果を受け入れたということですが、一方で、今、人材育成あるいは農業者がいろんな6次産業化とか、新しい動きに即して、農業者の経営力もアップして

いかなきゃいけないという部分もございまして、今の農業者大学校にかわる新しい教育機関のあり方を検討しているところでございます。

昨年11月、政府に、食と農林漁業の再生推進本部という菅総理をヘッドとする組織ができて、新しい農政の抜本的改革ということで、官邸中心にいろいろ議論しているんですけども、そういった議論の中で、この教育についても一回議論して方向性を出していこうということで、今政府内で検討しているところでございます。

○小林分科会長 それは、新しい教育機関を検討しているのですか。

○榊人材育成課長 教育機関というか、教育全体を含めて農業者大学校にかわるものが何かできないかというようなことで、今検討をしています。

○金井専門委員 私の理解しているところでは、独法がミッションとして考えている農業者育成の教育機能というのは、恐らくここだけです。中期目標として具体的に農業者大学校業務の廃止を挙げ、これが達成されると教育に関するミッションはなくなってしまうわけですが、今のお話ですと、行政との連携ということで新しいニーズにこたえて、つまり、上からそういうものが出た段階で、改めて中期目標の変更、追加を行ったうえで、教育に関してコミットする。そういう理解でよろしいでしょうか。

○榊人材育成課長 先ほど私が申し上げました検討をしているということでございますけれども、農研機構で引き続き24年度以降もやるか、運営主体も含めて、幅広く検討しておりまして、独法で仮にやらないということになりましたら、ここには含まれないということにはなってきます。

○前嶋委員 1ページ目の最初に、一番下のほうの欄で、「これらを踏まえ」ということで、「研究機構においては、食料の安定供給研究、地球規模の問題に対する研究、新需要の創出の研究」に取り組み、「さらに」ということで、「食料自給率の向上等の課題の解決」について「中期計画を策定し、実施する」というふうに書いてあるわけですが、後ろのほうの資料を見ますと、先ほど申し上げた三つの重点的実施事項はわかるんですが、食料自給率の向上はみあたらない。その部分は含んでいるのかどうかを確認したい。

今はTPP問題で賛成だ反対だという動きがありますが、農水省の試算では、カロリーベースで14%まで下がるとかという話も出ます。そういうときに、最大の農研機構への期待は、食料安全保障という観点からのカロリーベースでの確保の方

策を、技術的な面とか生産現場の面からどう考えるか。政策的に国家、外国の食料を確保するとか、そういうのは政治がやるんだらうと思うんですが、技術的な面からどういう手だてをすれば、熱量ベースでのカロリー、1日1,800カロリーとか、そういうものをカバーできるのかとか、そういう研究は、後半に出てくる行政のニーズにこたえてやるということになるんですか。今こういう事態であれば、中期計画でカロリーベースでの、言ってみれば命を長らえるための確保の方策、技術的な面からの検討が必要ではないかと、私は思ったんですが、いかがでしょうか。

○樫村研究調整官 この書き方でございますけれども、「さらに」以下の「食料自給率の向上」云々というのは、具体的には、前の「これらを踏まえ」以降に書いてある研究全体を指しているものでございまして、具体的に申しますと、食料の安定供給に資する研究には、食料自給率の向上に資するものをかなり入れております。ですから、後でまた農研機構の研究でご説明いたしますが、水田輪作等のコストの削減とか、あるいは飼料自給率の向上のための研究といったものを、そこでやることにしております。

○小林分科会長 ほかにございませんか。

(なし)

○小林分科会長 それでは、4法人共通の業務運営部分についての質疑は以上として、大臣への意見にはついては、研究部分とあわせて独法ごとに検討いたします。

それでは、続きまして、農研機構について、4法人共通部分以外の業務運営部分及び研究部分について。

○樫村研究調整官 それでは、同じく資料1-3でご説明いたしますが、業務運営部分で先ほどご説明しなかった農研機構独自の部分について、まずご説明いたします。

3ページをごらんください。

(3)の組織の第2パラグラフでございます。「主要な研究拠点とは別に運営している小規模な研究拠点」、これにつきましては、現行の中期目標期間におきまして、組織の見直しの方針等を検討しておりまして、この検討の中で、組織を見直すことにしたわけでございます。これにつきましては、次期の中期目標期間中に、その計画に基づき、なおかつ地元の了解を得つつ再編統合を行っていくことを書いております。

それから、組織の一番下のところの2行、「また」以下でございます。これは勧告の方

向性等を踏まえた記載でございますが、生研センター、これが神谷町に東京事務所を持っております。また、その一部に産学官連携センターの東京リエゾンオフィスというものを置いておりますが、これらにつきましては、23年度中に東京23区外へ移転することとしております。

それから、めくっていただきまして、5ページでございます。ここは今の質疑の中でもご指摘がありましたけれども、一つは、2番の近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授ということで、農者大でございますが、現行の教育は平成23年度末をもって終了するという、それから、在学生に対しては、引き続き教育を行い、卒業後の進路を確保することを書いております。

それから、3番が、生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進、イノベーション創出基礎的研究推進事業等でございます。これにつきましては、めくっていただきまして、6ページでございます。これも勧告の方向性を受けた対応でございますけれども、真ん中よりちょっと上のイという項目の上から3行目から4行目でございます。これまで、この事業につきましては、勘定が違いますので、基礎的研究業務から農業技術研究業務にも研究資金を配分してきたわけですが、なかなか国民の理解が得られにくいという指摘がありまして、23年度の新規採択からは研究資金の本機構への配分は行わないとしております。ただ、これは資金を配分しないということであって、機構が入った課題を採択しないという意味ではございません。

それから、7ページに移りまして、4番の生物系特定産業技術に関する民間研究の支援、民間実用研究促進事業でございます。ここも同じく勧告の方向性への対応となります。（1）民間研究促進業務に係る委託事業というところの4行目、「なお」以下でございますけれども、この事業につきましては、新規案件の募集・採択は停止いたします。今後の業務につきましては、既存採択案件について行っていくこと、特に売り上げ納付が芳しくないという状況もございましたので、それを確実に促進していくということを書かせていただいております。

それから、8ページに移りまして、真ん中辺ですけれども、5. 農業機械化の促進に関する業務の推進、機械化促進業務がございます。これにつきましては、右側9ページの上のほうにありますけれども、いろいろな機械化を開発してきたわけですが、中にはその普及が芳しくないといった成果も見られるという指摘を受けまして、研究テーマについては採択に係る事前審査及び中間審査を強化するこ

と、それから、開発意欲の高い民間企業との共同研究を行うといった措置を講ずることで、より実現可能性が高いものへ特化していくこととしております。

今までのご説明が、農研機構独自の業務運営部分についてのポイントでございます。

続きまして、研究部分についてご説明いたします。14ページをごらんください。

農研機構の研究でございますけれども、別添1に農業技術研究業務における研究内容、それから最後のページの別添2に機械化促進業務の研究内容を記載しております。

まず農業技術研究業務でございますけれども、今回の中期目標では、四つの柱のもとに研究を整理しています。一つは食料安定供給のための研究開発、2番として地球規模の課題に対応した研究開発、それから新需要創出のための研究開発、4番目として地域資源活用のための研究開発でございます。

まず1番目、食料安定供給のための研究開発、14ページでございますが、これは非常に広範な内容を含んでいるものでございまして、八つの課題を立てております。一つは水田・畑輪作システムに関する研究でございます。ここでは、水田作農業の競争力、それから自給力を強化することを目標といたしまして、具体的には、輪作における作業の競合や水田の汎用利用の障害となる湿害回避技術等を開発し、それらを組み合わせることによって、地域特性に合った低コスト高生産性水田輪作システムを確立することとしております。特に、ここではイネ・ムギ・ダイズを軸としました水田輪作体系におきまして、品目合計の生産コストを平成20年比で5割程度削減可能な体系を確立すること、それから、畑輪作では、バレイショで労働時間を4割以下、あるいはカンショの育苗・採苗につきましては3割程度の労働時間削減を達成することを具体的な目標としております。

次に15ページでございますが、(2)ここは、飼料の自給率向上を目的とした研究でございます。具体的には、これまで飼料自給率向上ということで、飼料イネ、主にWCS用を主体につくってきたわけですがけれども、今回は特に飼料用米用の品種として、単収10アール当たり1トン、これはお米を飼料に用いる品種でございますので、食用米と識別性のある品種を育成していくことにしております。それから、そういった飼料用米の活用を図る観点から、輸入トウモロコシを代替できる飼料用米等の調製・給与技術、こういったものを開発していくことを挙げております。

次、(3)は畜産関係の課題で、畜産物の安定供給のための研究でございます。

畜産の現場では、繁殖成績の低下あるいは供用年数の短縮といった問題が起きております。これに対応するために泌乳パターン、これが今一時にピークがあるといった余りよろしくない状況にございますので、それを平準化することによる省力的な乳牛管理技術、あるいは分娩前後の精密栄養管理技術といったものを開発していくこととしています。また、近年問題になっておりますミツバチの不足に対応した養蜂技術も、ここの項目で開発することとしております。

次の4番が、園芸作でございます。園芸農業におきましては、担い手の高齢化や減少が問題になっておりまして、これを受けて、農作業の省力化、軽労化、あるいは高収益化による経営体質の強化が課題になっております。これを受けまして、16ページになりますが、具体的には、慣行栽培に比べ3割以上の収益増、あるいは5割以上の省力化が可能な高収益な施設園芸システムの確立、それから、最近話題になっております植物工場、これにつきましては、イチゴ等の果菜類等で生産コストを平成20年比で3割以上削減する技術を開発したいと考えております。果樹につきましては、年間作業時間を慣行栽培に比べ2割以上削減できる、そういった省力的かつ安定的な高品質生産技術を開発していきたいというふうに考えています。

(5)が環境保全型農業でございます。これまでもいろいろ開発してきたわけですが、いまだに過剰な養分投入による環境負荷の増大、あるいは環境負荷の大きい薬剤の利用、あるいは農薬耐性病害虫・雑草の発生などが問題となっております。こういったことを受けまして、今期、特に挙げているのが化学肥料の投入量、これを慣行から2割以上削減する技術を開発したいと考えています。それから、有機栽培については、通常ですと慣行農産物の倍以上の生産コストとなっております。こういった高いコストを2割から3割高程度に抑制するための技術開発を行いたいと考えています。

(6)ITやロボット技術等の導入でございますけれども、農業従事者が高齢化するといった中で、作業の軽労化・省力化が課題になっております。これらは新規農業従事者の参入促進等の面でも重要になっております。こういった状況に対応するために、ITあるいはロボットを導入した新たな生産技術をつくっていくことを考えております。

具体的にいいますと、例えば肥料・農薬等の高精度管理作業技術、なかなかわかりにくいかもしれませんが、現状では、例えば何月何日になったので肥料をバツとここにやりましょうといったやり方をしているわけですがけれども、実際の畑の中を見ますと、個々の植物体によって生育状況や病害虫の発生状況が異なっております。そういった状況をセンサ

一でとらえて、それに見合ったきめ細やかな施用をしていくといった技術を考えております。

それから、共通的な要素技術をもとに、ロボット技術を導入した作業機を利用しまして、作業者数を半減できる人と機械の協調作業体系を確立することをここで挙げております。

それから、次に（７）、ここは家畜衛生でございますが、口蹄疫等の重要な家畜疾病やBSE等の人獣共通感染症、これらの迅速・簡易診断技術、これまでもかなり迅速化・簡易化は進めておりますけれども、今日、こういった問題が大きくなっておりますので、現場ではもっと精度の高い、あるいは簡単にできるような技術が求められておりますので、こういったものを開発していきたいと考えております。それから、家畜重要疾病に対する発症予防技術の開発も進めることとしております。

最後になりますが、（８）として、食品の安全性あるいは食品表示に対する消費者の信頼の確保を目的とした研究でございます。

一つは、農産物の生産以降、食品の製造・流通・消費までを通じて、一体的な食品のリスク発生を低減する技術を開発していきたいと考えております。それから、消費者の信頼確保という面から、品種・産地の判別技術、あるいはGM農作物の検知技術の高度化をさらに進めていきたいと考えています。

二つ目の柱、地球規模の課題に対応した研究開発でございますけれども、ここでは主に二つの研究課題を設定しております。

一つ目が、地球温暖化でございます。地球温暖化の進行は、ご存じのように我が国の農業生産に重大な影響を及ぼしております。また一方で、農業生産が温室効果ガスの発生源になっているという問題がございます。これに対応いたしまして、18ページになりますけれども、一つは、温室効果ガスの排出削減技術、これは農地土壌から出てくる温室効果ガスをいかに減らすか、あるいは反すう家畜の胃から出るメタンをいかに減らすかといった技術、それから、農地土壌に炭素を貯留することによって温室効果ガスを吸収する機能を向上させる技術を開発していきたいと考えています。それからもう一つは、温暖化の進行へ適応するための作物栽培技術、家畜飼養管理技術を開発していきたいと考えています。

もう一方の柱が、バイオマスでございます。地域に賦存するバイオマスの利活用をいかに進めていくかという課題ですが、今回、この課題の中では、地域のバイオマスをバイオ燃料や高付加価値の MATERIAL 等に変換する技術開発、及びその実証試験を考えております。

す。特にセルロース系バイオマス原料につきましては、エタノールを1リットル当たり100円、これは原料の調達・変換等にかかる経費すべてを含んだものでございますけれども、100円で製造できる技術の開発を目標としております。

三つ目の柱が、新需要創出のための研究開発でございまして、三つの課題を立てております。

一つ目、(1) 食品の機能性でございます。農産物、食品の持つ機能性を食生活の中で生活習慣病リスク低減等の健康維持・増進に活用するため、19ページになりますが、今回の課題の中では、農産物・食品の生体調節機能を評価する技術を開発し、それを踏まえて、最終的には農産物・食品の機能性に関する信頼性の高いデータベースを構築していきたいと考えています。

次の2番が、ブランド化に向けた高品質な農産物・食品の開発ということで、主に地域ニーズに対応した加工品を想定しておりますが、そういった価値の高い農産物・食品をつくるための品種開発を中心に進めることとしております。

(3) が加工・流通プロセスにかかわる技術開発でございます。現在、流通の広域化・国際化が進んでいる中で市場競争が激しくなっております。こういったことに対応するための高度な加工・流通プロセス技術をつくっていきたくと思っています。

加工プロセスでございますが、極微細粉化や高圧等の非加熱処理等による高品質化食品、それから新規食品素材の加工技術の開発といったことを考えております。一方、流通プロセスにつきましては、野菜等の品質劣化機構の解明に基づく新規品質保持技術の開発、あるいは流通過程における炭酸ガス排出、あるいは農産物ロスといったものを低減する技術等を開発することとしております。

20ページに移りまして、最後の4番目の柱でございますが、地域資源活用のための研究開発でございます。ここも二つ課題を立てております。

一つ目が、農業用施設や農道等の資源を維持管理するための技術開発でございます。具体的には、ストックマネジメントによる農業用施設等の再生・保全管理技術、あるいはこういった農業施設における災害予防・減災技術を開発することとしております。

二つ目の課題が、地域資源の保全管理技術でございまして、農業用水等をいかに効率的に管理して使っていくかといった保全管理技術、あるいは、今農村で非常に大きな問題となっております鳥獣害、これを効果的に防止する技術の開発を行うこととしております。

以上が、農業技術研究業務でございます。

最後になりますが、21ページの別添2、これが農業機械化促進業務の研究でございます。

こちらは4本の柱を立てておりまして、1番目が、農作業の省力化に向けた機械開発でございます。具体的には、水田作等の土地利用型農業における高効率化、高精度化のための技術、それから、機械化が遅れている園芸・畜産分野における生産性向上に資する技術、あるいは農産物の生産・調製・流通過程における高付加価値化に資する機械等の開発をすることとしております。

2番目の柱が、環境負荷の低減あるいは農業生産資材の効率利用に関する研究開発でございます。一つは、農業機械等の省エネ化、それから化石燃料に代わるエネルギー源を利用するための技術開発、それから、生産資材の効率的な利用や環境負荷の低減に資する農業生産方式に対応するための機械の開発でございます。

3番目の柱が、農作業の安全性向上、あるいは高齢農業者、女性就農者に対応した機械開発でございます。農作業の安全性の向上と作業者の健康障害の防止に資する機械、高齢者、女性就農者等の作業負担の軽減に資する機械を開発することとしております。

最後は、4つ目の柱としてIT・ロボット技術等の基盤的技術、農業技術研究業務のほうでもIT・ロボット関係の課題がありましたが、向こうはこういったものを利用していかに効率的な作業をしていくかという作業システムの開発でございます。こちらはハードウェア、実際農業機械にどうやってIT技術・ロボット技術を入れていくかという基盤技術の開発を進めることとしております。

以上で、農研機構の研究業務等の説明を終わらせていただきます。

○小林分科会長　それでは、以上のことにつきまして質問、ご意見を申し上げます。

ここはいろんな分野にまたがるので、研究部門は後にして、その前に、農研機構独自の管理運営について何かございませうか。本来ですと、ここで農業者大のことが出てくるのですね。

いかがでしょうか。

○田中専門委員　6ページのところに、評価とか透明性とか、そういう問題があるから、基礎的研究業務に係る研究資金が本機構には配分を行わないという記述がありますが、ここら辺は、我が国ではそういうことなのか、それとも外国、国立の研究機関はアメリカなどにも結構あります、例えばNIHとか。ああいうところは配分機関であると同時に、自らも研究しています。そこら辺のことも考えて、透明性

とかは当然何よりも必要であるけれども、これが真に研究を進めていくために有効な方法なのかどうかとちょっと感じました。透明性を確保するために、みずからに配分するというのは我田引水、手前みそというとらえ方をされてしまうのですか。ちょっとコメントがあったらと思います。

○島田研究推進課産学連携室長 特にコメントということではございませんけれども、今ご説明をいただいたような趣旨でございまして、まさに同じ組織の中で資金を配分する機関と、それから実際に研究してその資金をもらっている機関が一緒であるということで、やはり透明性が十分確保できないというご指摘でございまして、もちろん、実際の運営においてはそういうことのないように公平性を期してはあったわけですが、やはり組織として適切ではないというご指摘をいただいたわけですが。

諸外国の機関、存じ上げない部分もございしますが、本来、配分機関と研究を実施する機関を分けた形でやるべきであるということではございまして、それに基づいて、我々今後そういう検討をさせていただくつもりでございします。

○小林分科会長 これは、生研機構が農研機構と一緒にになったときに、この会議でも議論になったのですが、やはり国民の目線から見ると、配分機関と受ける側が一緒だというのは、透明性に欠けるという意見が強く、そのときにN I Hの話も出ました。でも、N I Hは世界中に資金を配っているのに対し、ここはほんのわずかな農業関係の研究にしか配っていない。これは将来問題になるということは、ここで指摘されたことなのです。そういう意味で、政治により特殊法人が農研機構と一緒にされ、今回、また政治の指摘を受けて変えるというのは、何となく僕としては腑に落ちないところもある。それと同じなのが、一番最後の機械化促進事業の件です。これも、生研機構が農研機構に持ち込んだ事業の一つですが、その後農工研が一緒になって、農業工学研究全体の統合のメリットというのが期待されながら全く出てきていない。今後はこれらを視野に置いて組織改革をやってほしいと思っています。

○島田研究推進課産学連携室長 前半の部分でございしますが、以前からご指摘をいただいていたということでございまして、今回、改めてこういう形で指摘をいただきましたので、この指摘を踏まえて、また私どもで検討させていただいた結果を、この場でご検討いただくような形にさせていただきますので、その際にはよろしくをお願いをしたいと思います。

○今野生産局農業生産支援課長補佐 機械との統合というのは、前回やらせていただいたわけなんですけれども、その後、人員の交流とか研究課題の統一を進めるということにつきましては、かなりできていると思いますが、今後さらにそういうことを進めていきたいと思っております。

○小林分科会長 ほかにございましょうか。

農水省の独法は研究独法の一元化を図りながら、事業独法と研究独法を分ける方向に向かっていくのではないかと思います。そうしたときに、特殊法人が行っていた事業を抱えたまま研究独法として一元化されるということは、また新たな問題を生じるのではないかと思います。ですから、次期中期目標期間中には研究独法は研究独法で一本化して、資金の配分等の事業は、別の事業機関をつくって行ったほうが、より合理的なような気がします。

○藤本研究総務官 その件についてですけれども、確かにいろんな議論があることは事実でございまして、今回のいわゆるファンディングエージェンシーの機能をどこに持たせるかということについては、事業仕分けの議論では、同じような競争的資金が国にもあるじゃないかと。つまり、国が配分をしてファンディングエージェンシーとしての機能を持っているものもある。それから、生研センターも、今回議論になっている競争的資金を持っている。総合科学技術会議は、配分は独法にやらせるべきだと思っているかもしれないけれども、例えば厚生科研費のように国が持っているところもある。それから、経産省のようにNEDOが持っているようなところもある。いろんなことを考えたときに、農水省は二つに分けていますけれども、一体どうされるんですかということをお問われているというふうに、我々としては理解をしております。

そういう認識でございますので、この基礎的研究業務についての配分については、今年当面農研機構には配分をしないということで、はっきり申し上げておりますけれども、事業仕分けにおいてのご指摘は、国かそれとも専門機関への一本化かを検討しなさいと指摘をされておりますので、我々としては今後どうすべきなのか、改めて検討せざるを得ないだろうというふうに思っております。

農業関係の4独法のあり方について、どういう方向でこれから検討しなければならぬかということについて、ここで予断を持ってお話をすることはできないと思っておりますけれども、分科会長がおっしゃられるように、一つの方向として、同じ農業

研究をしているものは同じ管理部門でもって研究をするほうが効率的なのではないかということは、あちこちからいただいているご指摘だろうかと思います。そのときに、例えば今、生研センターが生物研に向かって配分をしている分とか、そういったものは一体どうなるのかということ考えたときには、今おっしゃられたような解決策は検討しなければならないだろうと、我々も思っております。

ただ、今の独法がファンディングエージェンシーとリサーチインスティテュートを両方とも持っている、しかもそれがちゃんと機能しているものを、わざわざ独立してファンディングエージェンシーをつくらなければならないと言われると、そこはなかなか難しい議論があるんだろうと、我々としても思っておりますので、今この場で、どういうふうにするんだという方向性を明らかにしてお話をするのはなかなか難しいんですけれども、ご指摘のような議論があったということは十分認識しておりますし、我々もそれを踏まえて検討しなければならないということは、十分認識させていただきたいと思っておりますのでございます。

○小林分科会長 ほかにございましょうか。

○梶川委員 意見に近いのかもしれませんが、私は、研究分野は不案内なものでございますから、10年近くやらせていただいて、今回、幾つかの中期目標に、私が読んでもわかる数値、例えば、生産コストを2～3割程度抑制できる生産技術とか、実際、これは書き入れられるのに相当勇気となかなか難しさがあったと思うんですけども、こういうふうに書き入れていただけますと、非常にわかりやすくなるかなという部分でございまして。これが目標として難しいか難しくないかは別にしまして、こういう数値目標から、その次のステージのどういう経済効果につながっていくかという、この辺が多分専門でない国民には、ある種、行政で行われている行為の説得力として、中長期的にはつながっていくのではないかなという意味で、これは非常にすばらしいことじゃないかという意見です。

さらに言えば、そうでないような書きぶりの部分も一部残っておられるようなので、ぜひ、それ以外のところもご努力をいただきたい。大きな絵面で、別に大風呂敷を広げるわけではないんですけれども、私、10年間やらせていただいてつくづく思うのは、国民生活のこういうところが良くなる可能性があります。ロードマップの中で一步一步歩いていますということをお話いただくことは、国民にとって受益を感じられるというメリットがあります。今、国民の受益と負担の関係という

のは、行政がやっておられることについて国民は負担だけしてちっともいいことないじゃないかという、何か誤った心理学がちょっと働き出しているので、できる限り大きな意味の広報というのでしょうか、とっていいことを着実にやろうとしているんだということを、国民にわかりやすくすることなんだと思うんですね。それには、こういった努力を続けていただいて、本当に大きな絵面がわかれば待ってもいられるし、きっといいことが起こるんだろうと。そこはぜひ今後もお願いしていきたいなということです。

さらに言えば、それが進捗している度合いが、ある程度客観的かつ第三者の検証可能な形で見せていただけているということが、今度は透明性と信頼感につながる要素になると思うので、中期目標のところ、後で検証可能なものが入れるということは、実績と少し比べて、これが絶対できなくてもいいと思うんですが、前に進んでいるということを示すのが非常に重要なんじゃないかなという感じがいたしました。

以前は関西方面へ行くというんですけど、横浜まで行くのか、小田原まで行くのか、方向はそっちなんですけどみたいな、素人が読むと大きく関西に向かっていすみみたいな感じの書かれ方だったのですけれども、中期目標の間に最低でも小田原までは行きますとか、それがわかると、いずれは大阪に着くのかなという。その点、同じことを重ねて申し上げていて僭越ですけれども、感想に近いのですけれども、非常にそんな感じがいたしまして、長いこと見せていただいてよかったなという感じがしたんです。

○小林分科会長 研究のほうに大分入ってきましたけれども、研究について何かご意見がございますでしょうか。

○市田専門委員 14ページの1番目の課題として食料安定供給のための研究開発の柱、さらに一番上の水田・畑輪作システムというのが出てきますが、私自身がちょっと不勉強なのかもしれないんですが、この趣旨は何なのでしょう。下を読むと、二毛作、水田の汎用利用の障害となる湿害等の回避技術などが出てきます。実際のところ、二毛作はなかなか考えにくいというか、今の稲作の作付時期は昔と違う。昔はナタネとイネの二毛作ができていましたが、今のイネだと時期的にずれてしまい、二毛作もすたれてきたという経緯があったと思います。今ここで二毛作を進める本当の理由は何なのでしょう。

○小林分科会長 私は今、山梨県の甲府に通っていますが、その前に畑があり、春はトウモロコシなどを栽培し、6月になると田植えが始まり、秋になるとまた別な畑作をやっています。それぞれが立派に収益を上げています。山梨県は寒冷地以外は二毛作、三毛作をやっています。ですから、そういう意味では、かなりこれは意義ある研究であろうと思っています。

○市田専門委員 要するに、土地の有効活用ということでしょうか。ただ、現実には耕作放棄地があるし、それを有効活用する必要もある。小林先生がいらっしゃっている地域は別なのでしょうが、二毛作を全国的に拡大していくという書き方が、わざわざなされているところがちょっと疑問に思いました。

○尾関研究開発官 去年の3月の食料・農業・農村基本計画では10年後の自給率を50%としています。この前提には、米粉もあるのですが、小麦は生産倍増で、大豆も大幅増、それからそばとかなたねも増やすこととしています。これらについて、いわゆる水田転換畑で、稲・麦・大豆の2年3作、それ以外にそばなんかも結構入ると思うのですが、とにかく水田の回転率を良くして、それで自給率を上げていこうということです。特に冬場に小麦などの冬作物を入れて、全体の回転率を上げよう。そういうことを通じて自給率向上を図ろうとしています。研究においては、輪作に合った品種と、ここに書いている最適技術を組み合わせやっていこうということで、これはむしろ農水省では、かなり根幹となる期待される研究ではないかと思っております。

○金井専門委員 これは質問というか感想みたいなことですが、過去3年間、専門委員として実績報告の評価をさせていただいて気になった中の一つは、独法がやっている研究はたくさんあるけれども、対象となる材料とか地域とかに細分化されている。大テーマをどういうふうに括ったら、独法全体の研究テーマが見えるようになるか。また個別の実績を一つの成果として、例えば自給率向上とか食の安全とかの大きな目標につなげるのか、ということです。独法はこうした非常に難しい問題を苦労しながらやっているのですが、実際に上がってくる実績を見ますと、大課題、中課題、小課題に区分されて、非常に機械的になっている。ところが、Aという大課題の中の一つの小課題が、Bという大課題の中のまた別の小課題と密接にリンクしている。よく見ると、研究チームも同じ、もしくは重複している。

実際の現場では複数のテーマが密接不可分の関係にある。畜産を例にとれば、家

畜の能力が上がってくると、それに見合った飼料管理が必要になる。つまり、代謝特性の研究と栄養管理の研究は切り離せない。一方、家畜そのものが高能力化して高温環境にセンシティブになってきているので、地球環境との関係でいうと高能力化と温暖化対策はつながっているわけです。報告書ではそれらが分けて書かれていて、双方の成果が生かされて一つの大きなテーマにつながってくるという流れが、ちょっと見えない。毎年確実に関連テーマの成果を統合するという必要はないかも知れないが、少なくとも、そういうふうにつなげようとする努力が計画段階で見えるとか、あるいは報告書段階で見えるというのは大事だと思うのです。

先ほど、中期目標設定の中で、最初に藤本総務官がおっしゃった中の一つに、他の独法との連携、すなわち相乗効果の創出ということが大きな項目として挙がっていましたが、各研究の課題のところを見ていくと、読む限りではそれが見えてきません。目標、計画の中で重点事項として挙げたものが、実際に課題を組んでいく中で、どういうふうに分かされて、その目標を達成するのか。実際の研究実施体制の中で間違いなく着実にやっていくということであればよろしいのですけれども、今日の資料とご説明を伺った限りでは、そこが気になりました。

○小林分科会長　これは、研究所にどこまで求めるかということにもなるかと思えます。例えば、先ほど梶川委員が、労働時間を4割以下にするとか、あるいは生産コストを3割削減というような数値目標の経済効果のお話がありましたが、例えば労働時間4割以下にすると、余った時間をどうするかという問題が生じます。農民はフルに働いて、働いた分の収益を得たいわけですが、研究はそこまでは考えていない。つまり、研究はこうやれば労働時間は少なくて済みますということをはっきりすれば良い。稲作の労働時間は研究の成果でどんどん削減してきた。そうすると、他で働きながらでも米はつくれるということになって、今度は農業主体で生きていくにはどうしたらいいかという課題になる。これを考えるのは、経済学や行政の仕事だろうと思う。技術開発の研究者に、労働時間を削減するのは良いことではないとは、決して言えないはず。削減された労働時間を使って農民はどうやって農村を繁栄させていくかということを考えるのは、農民自身と行政の仕事ではないかと思うのです。

農水省に政策研究所というのがありますが、あそこがさまざまな研究成果を集めて日本の農業はこうすべきだという政策提言を出していくべきだろうと思います。

これはあくまで私の個人的な意見ですけれど。

○横田技術政策課長 今のご指摘、なかなか厳しいところなのですが、そもそもこれができる前に、農林水産省としての食料・農業・農村基本計画がありまして、そこで先ほど前嶋委員からご指摘があった食料自給率をどうするかといった問題について、それぞれ課題を設定して、解決方策を出しています。その下に私どもがつくっておる研究基本計画というのがございまして、これは、省全体の食料・農業・農村基本計画の課題に対して、どういうふうに技術面で解決していくかという形で作ってあります。

例えば、この農研機構の研究項目であれば、一番最初に食料安定供給のための研究開発とか、その後に地球規模とか、いろんな大きな項目があるのですが、この研究基本計画の大所に沿った形で各独法の中期目標案がつくってあります。また、研究基本計画には、当然ながら基礎部分の研究目標もありまして、それは生物研ですとか農環研の一部に入っております、この大きな研究基本計画の目標を達成するために、4独法はそれぞれの得意分野を生かしてやっていて、さらに、公的な試験研究機関ですとか、民間ですとか、大学の研究ですとか、それら全体を含めて研究基本計画がどこまで達成されたかについて、この分科会ではない政策評価委員会のほうで検証しています。そこで、それぞれ食料安定供給などの研究開発は、例えば農研機構でここまでやっていて、大学とか民間でここまでやっていますね、目標として、先ほどの3割削減とか4割削減とか、そういうことを研究基本計画の中でもうたっているのですが、うまくいきましたねと。ただ、どうも公的研究機関との連携が悪くて十分いきませんでしたね、もしくは、農研機構の研究は進捗が不十分で目標達成できなかったといったことを検証しながら、大きな研究の政策評価として別途行う形になります。

そういう面で、各独法の研究を全部見ながら、農業技術分科会の中で全部をやるのはちょっときつい面があるのかもしれない。

○小林分科会長 ほかにございましょうか。

○竹田専門委員 中期目標ですので、この中で実施体制がどうなるのかということは、当然表現はできないんだと思うのですが、中期目標に対する中期計画が当然4独法から提出されるということになると思いますので、それで、それぞれのテーマに対する実施体制がはっきりしてきて、そういう中で最終的にどう評価される

かということが決まっていくなだろうかと、私は理解していたんですけども。ですから、そういう意味ではどこがやるのか、不安になるところもないわけではないんですけど、ある意味、そういう積み上げ的なものもあるでしょうから、これに対する反応、手を挙げるところは必ず4独法の中にはあって、今後そういう計画がつくられていくというような理解でよろしいのでしょうか。

○樫村研究調整官　ご指摘のように、この中期目標が出た後、それを受けてどうやって実現していくかという計画がつくられていくわけですが、当然、今回出されたような課題を効率的に達成するために必要な研究体制はどうあるべきかご検討いただいて、それを出してくれると思います。

また、中期目標の研究部分については、それぞれの独法の中で具体的にブレークダウンして、例えば3割の労働力削減のためには、こういう品種をつくるとか、一番ネックになっている課題を解決するための技術を開発するとかというのが出てくると思います。

4独法間の連携というところは、中期計画の研究部分で表立って出すことは難しいかと思いますが、例えば、今もご説明いたしましたけれども、温暖化などの課題は、各独法のミッションごとにやるべき研究は違い、農研機構でもやっておりますし、それから農環研等では基盤研究、例えば緩和策の評価法とか、そういったものやっていて、そういうところは当然連携をとりながら、農環研等における基盤的な成果を利用して機構における適応策、緩和策の開発を方向づけるとか、その辺をきちんと連携をとりながら、共通する部分については情報交換をやるとか、あるいは、それぞれが持っている研究資源を最大限有効活用するためには、どういった研究の割り振りをして進めていくのがいいのかというのを個々に示していきながら、実際に研究していく。その辺のことについては、業務実績報告で毎年度、こういうふうな分担でこういうことをやって、その結果として効率的に進みましたということを示して、それを皆さん方に評価いただくというような進め方になるかと思っております。

○田中専門委員　研究の効率化ということで数値目標を出してきたと思うのですが、例えば労働時間を減らすとか、収量を10アール当たり1トンにするとか、こういうのは確かに農研機構が非常に頑張ればこうだということはわからないでもないです。コスト面、これもトータルのコストということだといろいろなものが入ってい

ますからまだいいのですが、例えば、エタノール100円/ℓ当たりというようなものですね。これは確かに実証プロジェクトとか、そういったものにはこういう数値が出ていることは私もよく知っていますが、世界的な金融危機とかあのような激変があった場合に、何円というような表現を5年間の目標に入れておくのは、いかなものか。むしろ投入エネルギーと産出エネルギーにするとか、そういうフィジカルな目標のほうがいいのではないか。

先ほど分科会長も言われましたように、何円という話になってくると、かなり経済的とか、いろいろな側面が入ってきます。ちょっと気になった表現になっている。一般的なコストぐらいだったら何となくわからないでもないのですが。

○藤本研究総務官　ちょっと私が答えるのはいかがかという感じもいたしますけれども、セルロース系のエタノールの製造原価については、経産省なり、環境省なり国交省なりともすり合わせて、100円にしましょうというある程度の合意ができているということですね。

それから、この5年間を見据えたときに、この5年間で全部電気自動車になってしまうとはとても思えないので、車へ入れていくということを考えたときに、エタノールとガソリンとのカロリー換算とかを考えると、この5年間でこのぐらいの金額になるような技術をつくっておかないと、実際に社会に実装するというのを考えるとなかなか難しいだろうと考えた末の、いわゆる製造コストの目標であるのご理解いただければと思っております。先ほどおっしゃいました、投入エネルギーとそれから得られるエネルギーについては、LCAをとったときに、0.5以下の関係になるように原料と栽培方法を考えなければならないんというのは、経産省の制度としてごく当たり前のような数字になっているので、そこを目標に置くだけでは、社会に実装することはできませんので、ある意味で、3省なり4省が合意をしている製造コストをここでは目標に置いて、それをその目標にして進めるということが必要なのではないだろうか、我々としては認識をしているということでございます。

○田中専門委員　その辺の経緯はよくわかりますが、ただ、農研機構のようにかなり自然科学的な、技術的な色彩が強いところでは、エネルギー効率とかの表現でもふさわしいのかなという感じがしたものですから。国のプロジェクトがこれを目指してやっていることは重々承知の上で、あえて言うわけですが。

○小林分科会長 バイオエタノールの場合、いかに大きな工場をつくって効率よくやるかで価格はほとんど決まってくるようです。ブラジルは国営の大きな工場をつくって、そこに原材料を持ってきてアルコールに変換しているから、経済的な変換効率は大変いいのです。

だから、研究としては技術的なことを示して、あとは原料の調達方法だとか、変換の設備やその運営方法をどうするかというところに、最終的にお金の問題がかかわってくるのです。

だから、技術は開発できると思います。でも、それを実際に100円で作るにはどうしたらいいかというのは政策の問題ですから、その辺のところは少し分けて考えたほうがいいかもしれないということです。

○藤本研究総務官 そこについては、おっしゃるとおりであろうかと思います。したがって、ここの文章は非常に微妙になっているのですけれども、最後のところを見ていただくとおわかりのとおり、エタノール100円/Lで製造できる技術を開発するということになっておりまして、私どもが工場をつくとここに書かせていただいているわけではありません。

要するに、大きな規模でエタノールを作ることを前提に100円になりますというところまでが、我が方の責任だろうかと思っております。それを実際に100円で作る工場を実証し、実際に商業ベースで作ってつくっていくというのは、行政部局なり、当然ながら民間にお願いをするべき事項ではなかろうかと思っております。

我が方としては、こうすれば100円でできますよという技術だけは少なくとも提示をするのが課せられた義務ではないだろうかと思っております。

○小林分科会長 よろしいでしょうか。

大分時間もたちましたので、それでは農研機構の中期目標については、当分科会としては異存なしとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○小林分科会長 それでは、異存なしということにいたしたいと思います。

以上で農研機構に関する審議を終わります。

ここで10分間の休憩をとって、事務局から連絡事項をお願いします。

○内田技術政策課課長補佐 農研機構のご審議ありがとうございました。

事務連絡でございますが、休憩時に一部席の移動をお願いしたいと存じます。

榊人材育成課長、島田産学連携室長、今野農業生産支援課長補佐におかれましては、メインテーブルからのご移動をお願いいたします。

それでは、後半の審議開始時刻でございますが、15時30分再開ということで、よろしくをお願いいたします。

午後 3時18分 休憩

午後 3時31分 再開

○内田技術政策課課長補佐 それでは、再開をさせていただきます。

国際研究課及び国土交通省北海道局より出席をいただいておりますので、ご紹介いたします。

まず、内川国際研究課長でございます。

国土交通省、原企画調整官でございます。

それでは、生物研の次期中期目標案のうち、研究部分についてご説明をお願いいたします。

○樫村研究調整官 それでは、生物研についてご説明いたします。

資料の1-4をごらんください。

研究分をご説明いたしますが、その前に1点だけ、業務運営部分のところでちょっとポイントがございます。1カ所だけご説明いたします。

6ページをごらんください。

真ん中辺、4番、保有資産の処分でございます。「なお」以下ですが、「放射線育種場の寄宿舍については、期間中に廃止する」という一文を書き加えております。常陸大宮に放射線育種場がございますけれども、ここに利用者、特に海外からいらっしゃる利用者のための寄宿舍が置いてあるのですが、御存じのように、非常に利用率が低迷していて、これについては廃止すべきという勧告の方向性が出まして、これを受けて次期中期目標期間中に廃止することとしています。ただし、廃止に当たりましては、利用者は今後もおりますので、特に外国人の方でございますけれども、利便性に配慮して、その辺の問題が起きないように措置を講じた上で廃止することとしております。

それでは、研究のほうに移らせていただきます。

8ページをお願いいたします。

生物研は、3本の柱で課題を整理させていただいております。一つ目が、画期的な農作物や家畜等の開発を支える研究基盤の整備ということで、多様なニーズに応じた画期的な品種・系統の育成を効率的に推進するための研究基盤をつくっていくというところがございます。

一つ目の(1)は、いわゆるジーンバンク事業でございます。ジーンバンク事業、これまでも続けてきたわけですが、さらに拡充をしていき、なおかつ特性調査等を進めて、広く公開していくという作業を今後とも進めていきたいと思っています。

この遺伝資源ジーンバンク関係で一つ掲げておりますのが、コアコレクションでございます。コアコレクションというのは、御存じかもしれませんが、できるだけ少ない遺伝資源で対象作物の多様な生物的、遺伝的な多様性をカバーするというコレクションでございます。現在イネ等についてつくっておりますけれども、次期中期目標では、小豆あるいは世界の野生イネといったものに対象を広げていきたいと考えております。

それから、(2)ゲノムリソース情報基盤の整備ということで、主にゲノム研究でございます。これまでやってまいりましたイネ科作物、カイコ、ブタ等に関するゲノム情報の整備をさらに進めていきたいということ、それから、主に大豆を対象としておりますが、ゲノム配列情報の解読、それから発現遺伝子の解析をさらに進めていきたいと思っております。また、遺伝子関係では、食料生産等にかかわる有用遺伝子、具体的には、収量性とか、あるいは食味、耐冷性等、非常に生産上重要でありながら、単一遺伝子で決まっこない、非常に複雑な形質にかかわる有用遺伝子を中心に単離をさらに進めていきたいと考えています。

二つ目の柱が、農業生物に飛躍的な向上を持たらすための技術開発。このことによつて、将来、食料問題への対応あるいは画期的な新産業・新需要の創出に貢献できるものと考えております。具体的には、9ページになりますけれども、一つ目が、農作物、家畜それぞれが持っている生理機能、これの解明をさらに進めていきたいと考えています。生物研で行っている基礎的な研究の場合、長期的なスパンでやっておりますので、基本的にはこれまでの成果を踏まえて、それをさらに発展していくという位置づけでやっております。作物のほうで言いますと、炭素代謝を中心にした物質生産の機構解明をさらに進めていく、あるいは環境耐性、発芽代謝とかの

機構解明。それから、昆虫ですと脱皮等の制御、家畜では発生分化あるいは行動・繁殖制御、中枢神経系ですけれども、こういったところの制御機構の解明をさらに進めていきたいと考えております。

次の（２）、先ほどは農作物・家畜それ自体が持っている機能でしたが、こちらは、インターアクション、要するに、病原微生物と作物の間の感染機構あるいは根粒菌等の有用土壌微生物とその植物の根っこの間の共生機構、こういった機構の解明をさらに進めていきたいと考えております。

三つ目の柱が、生物機能の有用技術の開発にかかるものでございまして、農政上の課題になっております農業・農村の６次産業化、これを進める観点から、バイオテクノロジー等の先端技術を活用して、農業生物の潜在力を発展させて、医療分野などこれまでにない新産業、新需要の創出に結びつけていくということでございます。

具体的には、３の中段、「このため」以降に書いてありますけれども、「健康機能性成分や医薬品成分を産生する作物等」、当面のターゲットの一つとしては、スギ花粉対策のお米でございますけれども、こういったものの実用化に向けて有効性、安全性に関する知見の集積を進めていきたいと考えています。また、有用物質等の大量生産技術、具体的には、遺伝子組換えカイコ等を利用した物質生産技術、それから医療用実験動物、トランスジェニックのブタでございますけれども、こういったものの開発をさらに続けていきたいと考えております。

以上が生物研の概要でございます。

○小林分科会長 以上についてご質問、ご意見等ございましょうか。

○西澤委員 生物研ということでお伺いしたいのですけれども、全体において遺伝子組換え技術をどう位置づけるかというのが余り明確に見えていない。バイオテクノロジーと先端技術という言葉の中に含めているのだろうなという感じはするのですけれども、一方で農研機構や、あるいは農環研の記述においては遺伝子組換え作物に対するネガティブな表現がみられて、例えば、GM農作物の検知技術等とか、あるいは影響評価という言葉があります。せめて生物研だけでもこの遺伝子組換え技術をどうとらえるのか、全くこの技術なしでいく方針なのか、そうでないのかというのがもう少し見えたほうがいいと思いました。

○樫村研究調整官 ここはネガティブにとらえているわけではなくて、今、先生の

ご指摘のありました3番、バイオテクノロジー等の先端技術という中で読んでおりました、遺伝子組換え技術の高度化等を図ることを一つの大きな目標にしておりますし、新産業に結びつくような組換え体の作出、それからその実用化に向けてさまざまな研究も進めていくこととしております。

○小林分科会長 この経費とか人員の配置を見ると、大課題1のところが多分半分以上になっているのです。3の部分にどれだけ人材を割いて、どれくらいどういう研究をやるのかというのは、もうちょっと見えたほうがいいのかも思っています。

○樫村研究調整官 その辺は中期計画の中で見えてくることだと思っています。

○小林分科会長 いつも評価のときに困るのです。この大課題1のウエイトが50%以上になってしまうので、ここにSをつけようものなら、全体がSになってしまうし、ここにBをつけると全体がBになってしまうとか。

やっぱりここは少し夢を追うようなところをね。書きっぷりの問題でしょうが、計画の上ではこれをやればこうなるのだという、こういう夢のような成果が得られるというようなことを書いてほしいと思います。計画ですから。

○樫村研究調整官 はい。中期計画策定のときにそのような指示をいたします。

○小林分科会長 生物研に言っておいてください。ほかにございましょうか。

このGMOは、育種と関連しますので、さきほどの農研機構で問題になった生産効率については、飛躍的に向上することが期待できるでしょう。本来であれば、ここに、そういうようなことも書ければ一番いいのだけれども、目標では無理でしょうね。

○横田技術政策課長 GMOの話がかなり出ておりますが、私どもは研究開発を行う部署ですので、当然ながら世界各国との競争もありますので、遺伝子組換えについて研究開発を進めるとしても、その次のステップである実用化の部分については、国民が本当に受け入れるのかどうかという問題があると思います。私どもは研究開発については、こういうような技術開発ができますという形に整理をしたいというふうに思います。

○小林分科会長 実際、今TPPなんかの話があるでしょう。そうしたときに、これはいわゆる関税以外のハードルになるでしょう。つまり日本はこういう組換え体は一切入れないのだということになると、これは関税以外の貿易障壁になる。それ

を世界に対して訴えていいかどうかという問題になりますよ。単にこれは技術だけの問題ではなくて、積極的にそれを国民に対して説得するような、そういうものがどこかになければいけないような気がします。

○横田技術政策課長 非常に難しい問題ですね。

○小林分科会長 研究上はそこまで見据えて研究をしなければだめだということなのです。少なくとも、組換え体を自分たちでちゃんとコントロールできるのだということを国民に対して説明しなければだめなのです。目的のところに遺伝子を挿入でき目的の機能を発現させる方法ができ、あとは組換え体が暴走したときの対策もできたと、そうやって国民に対して説明しなければだめなのです。

国民を説得できるような技術の研究をしなければ、意味がないということを行っている。

○横田技術政策課長 わかりました。

○小林分科会長 悪いことに多剤耐性菌というのができていでしょう。生物というのはああいうふうには暴走し始めるのです。そういう能力をみんな持っていますから。抵抗性の遺伝子をタンデムにつなげて、夢の島のイエバエなんていうのは1万倍以上の抵抗性を獲得しているのです。どうやって抵抗性の仕組みを獲得して暴走したか。多剤耐性菌が大変いい例なのです。そういうことが絶対ありませんよ、もし暴走したときはこうやって防ぎますということをはっきりさせるのが研究の説明責任だろうと思います。

○金井専門委員 聞き漏らしたのかもしれませんが、大きな研究項目が1、2、3とあって、書き方はみんな同じですが、3番目については中課題に相当するところが入っていません。これは意図的にこうなっているということでしょうか。

○樫村研究調整官 ほかのところは下にある程度区分ができたので、中課題を置きましたが、3番については、中課題が一つしかなかったものですから、結果的にこういう形になっているところがございます。

○金井専門委員 読み手からしますと、かなりフォーマットが整って書かれており、前文があって、その中に全体としてこういうことをする、さらに具体的には何をすると書いてありますので、三つの中課題があるのかなと思ったわけです。3はこれの一つということですね。

○小林分科会長 これは書き方として、中課題1として書いてもいいということでは

すか。2はなくて。そういう書き方なのですね。

ほかにございましょうか。

(なし)

○小林分科会長 それでは、生物研の中期目標案については、当分科会としては異存なしとしたいと思います。

それでは、続きまして、農環研の次期中期目標案のうち、研究部門について説明をお願いいたします。

○樫村研究調整官 それでは、引き続きご説明いたします。

資料の1-5をごらんください。ここは、共通部分は特にはございませんので、研究部分についてご説明いたします。

8ページをお願いいたします。農環研は、4本の柱で課題を整理しております。

一つ目が、1番、地球規模環境変動と農業活動の相互作用に関する研究でございまして、ここでは地球温暖化に対する研究開発、これをは総合的に推進していく必要があるわけですが、そのための基盤的な研究をやることとしております。

まず(1)、ここは温暖化緩和策の定量評価を行うことを目的としております。総合的な温暖化緩和技術の開発が進められておりますが、それが本当にどの程度温暖化を緩和する効果があるのかといったところをきちんと評価した上でないと、なかなか効率的には進めていけないということがございますので、ここでは農耕地からの温室効果ガスの発生機構の解明等を進めた上で、実際にLCAを実施しまして、定量評価を行っていきたいと考えております。

次の(2)でございまして、ここでは温暖化に対する作物の応答機構、メカニズムの解明等を進めることとしております。実際にやることといたしましては、これまでもFACE(開放系大気CO<sub>2</sub>増加実験施設)等の試験を行っておりますけれども、さらに、それを進めまして、二酸化炭素の増加や気温上昇に対する作物の応答メカニズムの解明、それから、作期や生育適地の移動等の適応策を評価するためのモデルを開発することとしております。そういったことを踏まえまして、主に食料生産でございまして、我が国あるいは東アジア地域を対象といたしまして、食料生産が気候変動に対してどの程度脆弱性があるのかというところの評価指標を開発していくこととしております。

二つ目の柱が、農業生態系における生物多様性の変動機構及び生態機能の解明に

関する研究でございます。

一つ目の（１）が、生物多様性の研究でございます。生産性、それから農地の持っている生物多様性、こういったものを両立させるための持続的な農業を行っていくための基盤技術でございます。具体的には、農業に有用な生物多様性の評価・管理手法、それからGM作物の生態系影響評価・管理手法の開発を行うこととしております。

二つ目が、環境調和型・持続的農業に資するための基礎技術の開発でございます。具体的には、他の植物の生育等に影響を与える植物生理活性物質、それから昆虫フェロモン、こういったものの機能解明を進めていくこととしております。また、メタゲノム解析等を利用して、土壌微生物等の機能を解明することとしています。

三つ目の柱が、農業生態系における化学物質の動態とリスク低減に関する研究でございます。農作物の安全性を向上させるため、これまでも報告しておりますように、水田土壌におけるカドミウム低減技術は開発されてきたわけでございますが、依然といたしまして、水田におけるカドミウム以外の重金属のリスク低減技術、あるいは畑地における重金属、残留性有機汚染物質、こういったもののリスク低減技術というものが残っております。それらを次期中期目標期間中に開発していきたいと考えています。

もう一つは、肥料や農薬など農業生産活動に由来する化学物質がございますけれども、こういったものが生態系に与える影響の評価でございます。具体的には、硝酸性窒素、リン酸等の栄養塩類、あるいは農薬等の有機化学物質、これが農耕地から地下水、表面水へと移行していくわけですが、こういったものを評価するための数理モデルの開発、それによる評価手法の開発を行うこととしております。

最後の柱が、これは基盤的なものでございますけれども、農業環境インベントリー、要するに、農業環境に関する研究データとか、情報、試料、サンプルを体系的に保存して提供していく仕組みでございますけれども、これをさらに高度化をしていきたいと考えています。具体的には、今もやっておりますけれども、モニタリングシステム、特に放射性物質等のモニタリングシステムをさらに高度化していく、あるいは今集めております全国土壌情報やDNAバーコード情報等の個別情報を一元的に提供できる統合データベースの構築を進めていくこととしております。

以上でございます。

○小林分科会長 質問、ご意見等ございましょうか。

○市田専門委員 先ほど生物研のところで質問が出た遺伝子組換え作物のことが、農環研の2-1にも書かれています。同じ農水の独法の中で、組換え作物の扱いにはスタンスや役割分担が違うと思いますが、農環研としては、ここに書かれているように、遺伝子組換え作物を開発して、それを実際に圃場で栽培したときに周りの生態系にどういう影響を与えるかに焦点を絞るということでしょうか。将来の商品化なり、市場に出たときのことを見越して、そういう研究に特化するということかと思えます。先ほどの生物研はむしろ機能性食品なのか、医学利用も含めたような消費者向けに開発していくのだというスタンス、立場であるのに対して、農環研は栽培あるいは商品化を見越した影響評価の研究に重点化するということでしょうか。

○樫村研究調整官 生物研は、遺伝子組換え体をつくっていく、そのための基礎的な研究、あるいはそれを利用していく場合の生物体側の研究をしているわけですが、そういったものを将来的に実用化していくという場面もございまして、それ以外にも環境等にGM植物が入り込んでくるということも当然リスクとしてあるわけございまして、農業環境全体を研究対象としている農環研としては、そういったものが農業生態系に入ってきたときに、一体どういうことが起きるのか、それを調べるにはどういう評価をしていくべきなのかというところをやっておかないといけません。GM作物が将来入っていくため、あるいは入ってきてしまったときに対応する技術開発は重要なわけございまして、農環研はそういう意味で農業環境全体の維持保全を目的としておりますので、そういうスタンスからこういった研究開発をやるということにしております。

○市田専門委員 1点だけ確認ですけれども。むしろさっきおっしゃったように、外国から種が入ってしまったとか、それが飛散したとか、そういうことも想定して、適正管理技術と総称されていることに重点を置くということで理解してよろしいのでしょうか。

○樫村研究調整官 現時点では、生態系の中に入った場合の影響をきちんとどうやって評価していくかという、その手法自体がまだ高度化されていませんので、まずそういった技術を開発することが一つ大きな目標かと考えております。

○横田技術政策課長 この部分は大きく分けて二つあると思うのですが、一

つは新たな遺伝子組換え植物が開発されてきたときに、それをどう評価したらいいのか、それは野生生物にどういう影響があるのだろうかということで、その評価手法を開発するというのがあるかと思えます。

もう一つ、例えば将来的に栽培されたりしたときに、農業生産にどういう影響が出るのだろうか。例えばイネなんかですと、1畝横にずれるともうほとんど交雑は起こったりしない、そういうデータをきちんとためておいて、どの程度まで花粉は飛んで行って交雑が起こるのだろうかとか、そういうふうな評価手法も同時に、この研究の中で農環研は調べておるとい形になります。

○前嶋委員 同じ2のところの5行目になりますか、生物多様性についてポジティブに考えているよというニュアンスだと思うのですが、5行目のこのメカニズムを解明し、適正な生物多様性を保全する技術を開発するという言い方をしていますけれども、生物多様性について適正に保全する技術という意味がよくわからない。というのは、生物というのは、例えば田んぼでありますと、魚・昆虫など様々いると思うのですね。その中で、例えば、化学農薬を使うと幾つかが生存できないだとか、減るだとか、それから天敵のものを使ってどうだとか、草取りの機械を使ったらどうだとかいうことが起きると思うのですが、「適正な」という意味は、生物多様性をそのまま存続させるのではなくて、幾つかはなくなってもしょうがないよと、そういう意味の適正なのでしょうか、それとも別の次元のことなのか。この生物多様性にかかわる基本認識がどこまで固まっているか、ブームとしては、それはいいのではないかと言っていると思えますけれども、この「適正な」という言葉はどういう意味なのかというのをお聞きしたいと思えます。

○樫村研究調整官 ここの「適正な」というのは、今の農業生態系における生物多様性を基本的に維持する、どうこう変えていくということではなくて、できるだけ農業生産活動によって、そういったものが変動しないようにするためには、どうすればいいのかといったところで考えております。

○前嶋委員 私は、ないほうがいいのではないかと思ったのです、「適正な」という言葉が。生物多様性を保全する技術を開発するというのだったら、そのとおりでろうなと思えますけれども、「適正な」というと、何となく生物多様性の一部が犠牲になってでもいいのかなというふうに読めるのか、この「適正な」という言葉にややこだわったのです。

○小林分科会長 どうですか。ほかに何か、これに関してご意見があれば聞きますが。これは、その後の「有用な生物多様性の」とか、生物多様性に対して形容詞をつけていますよね。「適正な」とか「有用な」とか。これは農環研の一つの特徴みたいなものです。もともと農業なんていうのは、単一な作物でずっと広大な面積を占めるわけですから、多様性が失われるのは当たり前のことなのです。

○金井専門委員 表現は両方あると思うのですが、今の前嶋委員の質問に対して農環研は、こういう意味で我々は「適正」という形容詞を使っていますと答えられるようにしておかないと、実績を評価するときに困りますし、そこは正確に示せるようにしておくべきだと思います。

○小林分科会長 これは、いかがでしょうか。ここはある程度意見をまとめなければいけないので、この「適正な」というのを何か変えたほうがいいですか。取ったほうがいいですか。

○金井専門委員 私は概念規定の問題だと思いますので、農環研が中期目標に書いた言葉に、今のような質問が来たときに、何をもって「適正」というのかが答えられるようになっていけば、それでよろしいと思います。

○前嶋委員 私は、「適正な」という言葉は、生物多様性を保存するじゃなくて、言ってみれば、農業生産と生物多様性が併存する技術を適正と呼ぶんだと言え、それはそれでいいです。適正な生物多様性というレベルの言い方をすると、直接かかった言葉にしてしまうと誤解される。特定の種はなくても8割方残ればいいやとか、少なければ少ないほどいいんだと、その種が生き残れないようなことが。そういうふうな言葉づかいをするという理解であれば、私はあんまり構わないのですが、ストレートにとると必ず幾らかは犠牲になりますね、農業生産をやれば負荷がかかって。そういう意味での適正というのだったら、やや問題が起きるかなという。

○小林分科会長 これは、大臣の指示書みたいなものなのです。大臣が農環研に対して訳のわからないことを指示していたら困るわけで、農環研がどのように理解するかということなのですけれども、農環研がちゃんと理解して計画を立てられるかどうか。そこを立てられるのであれば、農環研からそういう説明を受ければいいわけなのですが、今日は、農環研の人は来ていないのですか。

○長谷部研究統括主幹（農環研） 農環研から私が来ておりますので。下の「農業

に有用な生物多様性の評価・管理手法」の「有用な」というのは、これは両方ともそれぞれ農水省の生物多様性戦略と、あるいは、先ほどの食料・農業・農村基本計画にある表現と理解しております。私どもとしては、いろいろな生物多様性の評価・管理手法については、このプロジェクトのこういう名前で動いておりますので、対応可能と。

「適正な」というのは、確かにおっしゃるような面もあろうかと思っておりますが、上位計画で定められているのであれば、それにのっとって計画を立てるべきということになろうかなと思います。

○小林分科会長 不適正な生物多様性というのは、どんなものがあるかなと僕はさっきから考えていたのですが。

○樫村研究調整官 ここですけれども、「適正な」を外して、「農業に有用な生物多様性を保全する」と、それではどうでしょう。

○小林分科会長 そのところは「適正な」を「農業に有用な」というふうに改めるということ、よろしいでしょうか。

(はい)

○小林分科会長 ほかにご意見ございましょうか。

それでは、農環研の中期目標案については、8ページの2のところ、「適正な」というところを「農業に有用な」と改めた上で、当分科会としては異存ないと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(はい)

○小林分科会長 それでは、続きまして、J I R C A Sの次期中期目標案の研究部分について説明をお願いいたします。

○樫村研究調整官 続けてご説明いたします。資料の1-6をお願いいたします。J I R C A Sの研究部分は8ページになります。

J I R C A Sは、研究を3本の柱で整理しております。まず1番目が、開発途上地域に対応した持続的な管理技術の開発でございます。具体的には、開発途上地域における地球温暖化の緩和策、適応策、農研機構や農環研で地球温暖化の対応策、適応策をやっておりますけれども、開発途上地域は農業事情、気象条件等も大幅に異なりますので、そういった条件に適合したような地球温暖化の対策、技術をつくっていくこととしております。

それから、乾燥地、半乾燥地等における水資源、こういう地域は水をいかに有効に使うかということが重要でございますので、そういった水資源の有効利用技術、あるいは砂漠化防止技術といった基盤技術を開発していくこととしております。

2番目が、熱帯等の不安定な環境下における農作物等の生産向上・安定生産技術の開発でございます。ここでは、こういった不安定環境下の自然的な条件、こういったものに適合したような作物品種の開発、それから不安定な環境として、例えば干ばつ、冠水、塩害といったものを想定いたしまして、そういったものに対応するための安定生産技術の開発を行うこととしております。

最後の三つ目が、開発途上地域の所得向上あるいは農山漁村活性化のための技術開発でございます。

一つは、持続可能な農林漁業、農山漁村開発を支援するための基盤的技術の開発、それから、こういった地域色々な農林水産物がございますけれども、そういったものが持っている、これまで使ってこなかったような価値、多面的な価値を評価いたしまして、それを活用するための加工・流通技術を開発していくこととしております。今、想定しているものとしては、例えば東南アジアのバイオマス資源等からのバイオ燃料生産技術といったところを考えております。

以上でございます。

○小林分科会長 それでは、何かご質問、ご意見等ございませうか。皆さん大分疲れてきたようですが。

○石井委員 環境の悪いところでの生産技術の中に、GMOは対象に入れるのですか。

○樫村研究調整官 一応想定しております。

○石井委員 先方の国でコンセンサスを得られたら、そういう試験もやっていくということですね。

○樫村研究調整官 乾燥耐性の遺伝子等を利用した組換え作物を考えておりますけれども、ほかの国際機関等とも連携して、実際の評価等を進めていきたいと思っています。

○市田専門委員 特に3にかかるともかもしれないのですが、JIRCASの対象地域というのは、アジアからアフリカから多方面にわたるのでしょうかけれども、具体的に今後5年間の重点の置き方をどのようにするのでしょうか。例えば、中国も今

まで当然対象にしていますけれども、GNPが世界第2位になるなど成長が著しい。途上国といったときの日本の政府機関としての重点の置き方は、具体的にどの辺が大きくなるのですか。基本的に今までどおりなのでしょうか。

○樫村研究調整官 基本的には、これまでどおりやっていますけれども、実際どういふところを重点的に、例えば、第3期の中期目標、プロジェクトはどこを中心にやっていくかというのは、相手国の状況について事情を聴取した上で、あとほかの関係機関等とも協議した上で、これから具体的に詰めていくことになります。すべて網羅的にやるわけではございませんが、その辺は今後の中期計画の策定の中で詰めていきたいと考えています。

○小林分科会長 よろしいですか。

GMOは、たしかJIRICAS自身も特許を取っていますね。技術に関して。ほかにございませんか。

(なし)

○小林分科会長 それでは、JIRCASの中期目標案については、当分科会としては異存ないということにいたしたいと思います。

続きまして、土木研の中期目標案について説明お願いいたします。

○原企画調整官 それでは、土木研究所の中期目標の案につきまして、私からご説明させていただきたいと思います。

資料の1-7をごらんください。先ほど4法人共通でご説明いただきましたけれども、基本的に変わってございません。2番の中期目標策定に当たっての基本的な考え方につきましても、総務省からの指摘あるいは行政刷新会議からの指摘、それからもとにした計画等、国土交通省の計画等も追加して記述しているということでございます。

次の2ページ目でございますけれども、3番目としまして、農水省と共管となる業務についてということで、北海道開発行政に関する農水産業振興に係る研究開発について、国交大臣と農水大臣の共管になっているということが書かれてございます。

そこで、その共管部分のポイント、4番に2点ほど書いてございまして、1点目が、国が実施する関連行政施策の立案、あるいはその技術基準の策定等、これに反映するための研究に重点化していくということを書いてございます。それから、重

点的に取り組むべき研究としまして書いていますのは、総合的な北海道開発を推進するため、積雪寒冷に適応した社会資本や食料基盤の整備に必要な研究開発についても重点的に実施していくということを記述してございます。

スケジュール等につきましては、先ほどと同様でございます。

続きまして、資料の1-8、実際の記述についてどこがポイントかということで、実際の記述でご説明したいと思います。表になっておりまして、前文で土木研究所ということでございますので、最初に社会資本の効率的な整備とか書いてございますけれども、「良質な社会資本の効率的な整備及び北海道開発の推進に貢献し、国土交通政策及び北海道開発行政に関する農水産業振興に係るその任務を的確に遂行する、」と前文で書いてございまして、その後、研究開発の基本方針という中で、農水産業振興に係るところとしましては、後段のアンダーライン部分で書いてございますけれども、「北海道開発行政に係る農水産業の振興を図る研究開発においては、食料・農業・農村基本法、水産基本法及びその実行計画である食料・農業・農村基本計画、水産基本計画並びに農林水産研究緊急基本計画を踏まえ実施する」、ということで記述してございます。

続きまして、2ページ目でございます、社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応ということで、総務省等の指摘も踏まえまして書いてございますけれども、以下の各項に示す目標について、国が実施する関連行政施策の立案あるいはその技術基準の策定等に反映しうる成果を早期に得るということを目指す研究開発を重点的に実施する、ということで書いてございます。

それから、「北海道総合開発計画及び食料・農業・農村基本計画等を踏まえ、総合的な北海道開発を推進するため、積雪寒冷に適応合した社会資本や食料基盤の整備に必要な研究開発についても、重点的かつ集中的に実施する、」と書いてございます。さらに、ここで数値目標としてを、「中期目標期間中の研究所の総研究費のおおむね75%をこれらの重点的な研究に充当する、」ということで書いてございます。

その下に、具体の四つの目標が書いてございますけれども、アとしまして、安全・安心な社会の実現ということで、これに必要な研究開発を行うと。イとしまして、グリーンイノベーションによる持続可能な社会の実現ということで、バイオマス等の再生可能エネルギーの活用ですとか、あるいは自然環境の保全・再生、健全

な水循環の維持、それから直接かかわるかもしれませんが、食の供給力強化のための北海道の生産基盤づくりといったような研究開発を行うことと書いてございます。ウとしまして、社会資本の戦略的な維持管理・長寿命化ということで、社会インフラの効率的な維持管理に必要な研究開発を行うと。エとしまして、土木技術による国際貢献ということで、国際展開・途上国支援・国際貢献を推進するための必要な研究開発を行う、ということで書いてございます。

中期目標の全文につきましては、その次の資料の1－9に添付してございますけれども、土木研究所につきましては、具体の研究内容の資料がこの中期目標には付いてございません。具体の研究内容を示すものとしては、今ご説明しましたア) からエ) までの四つの柱の内容でございまして、これを受けて具体の研究内容については、この中期目標を受けて中期計画で定めることにしてございまして、その際に、また具体的に明らかにしていければというふうに考えてございます。

具体的内容がなくて恐縮なのですが、土木研究所の中期目標の説明は以上でございます。

○小林分科会長　ご質問、ご意見ございましょうか。

○西澤委員　アのところで、安全・安心な社会の実現という項目があります。安心という言葉は安全な社会といつもセットで使われていますけれども、科学的には安心という言葉は使いにくい言葉だと思います。

○原企画調整官　非常に難しい質問だと思うのですが、安全も安心もなかなか定義が難しい言葉だと思うのですが、安全というのはある程度客観的な部分があるのだと思うのですが、安心というのは、やっぱり災害というのは最終的にはゼロにできませんので、住んでいる方々にとって安心できるような対策も必要で、それは見方によって安全とか安心とかということがあるのではないのかなと思いますけれども、その両方の研究が必要なのかなというふうに思います。

○小林分科会長　安心という言葉を使うべきかどうかということですが、科学者というのは、定義づけられないようなものは使いたくないのでしょうか。例えば楽道家にとっては何でも安心で、悲観論者にとっては何でも不安かもしれない。人によって変わる言葉は余り使わない方がいいですね。研究所である限りは、安全性をどこまで担保するかという問題だろうというふうに考えてもいいのではないですか。

○原企画調整官　広い意味でとらえられているような表現の仕方が、私はいいと思

っておりまして、安全と安心というのは見る人によって観点が違うと思いますので、その観点によった研究内容はあるのではないかと思うのです。この言葉だけで定義できるかどうかというのは、相当いろんな人によって確かに違うとは思いますが、その中で具体的に、本当に急ぐ研究から実施していくべきなのだろうなと思っております。具体的な計画については、また中期計画で明らかにしていきたいと思っております。

○小林分科会長 いや、安心というのは逆に言うとマインドコントロールをすればいいということになるので、そういうことを研究しているわけですか。

○原企画調整官 初めて使っている言葉ではないということもあるのですが、いろんな国の施策の中で、安全・安心という言葉はセットで使われているということもございまして、今回のイのグリーンイノベーションにしてもそうなのですが、もとになる計画を踏まえて書いているということもあって、そこで安全ということだけにしてしまうと、何でも安全だけなのだという話になってしまう部分が多々あるかというふうに思います。

○小林分科会長 ほかにございますか。

ここはいつも研究内容については、あんまり出さないのですよね。私、10年前から始めているのですが、その当時、牛糞を使ってメタンガスで電力を発生、いわゆる燃料電池にするという、これはすばらしい研究だなと思ったのです。だんだんそれが立ち消えになってきて、どういう成果が出て、どうなったのか、それが全然どこにもないのですよね。ここはあくまでも行政の一環として、公共事業費をいかに効率的に普及させるかという研究事業です。これはたしか個別法に定められていますね。公共事業費の活用の仕方を研究するのだということですから、研究がどういうふうに生かされたかという追跡調査が本当に重要なのではないかなと思います。

○原企画調整官 それは今後の中期計画ということで、今のバイオマスの話でいきますと、現在の中期計画は今年度で終了しますが、この中期計画期間中の成果についても評価をいただく機会があるかと思っておりますけれども、現中期目標期間中に係る評価もまたご説明して、ご意見をいただければというふうに思っております。その中で、確かにバイオガспラントの話等々、盛んにやっておりますので、その内容もご説明させていただければと思っております。

○小林分科会長 ほかにございましょうか。もう皆さん疲れ切っているかもしれませんが。

では、土木研の共管部分につきましては、当分科会としては異存なしということによろしいでしょうか。

(はい)

○小林分科会長 以上で、議題1の審議を終了します。

それでは、議事2、各独立行政法人の不要財産の国庫納付についてに入ります。

それでは、事務局、作業の位置づけの説明をお願いいたします。

○内田技術政策課課長補佐 それでは、資料2をごらんいただきたいと存じます。

独立行政法人の通則法の一部を改正する法律が昨年5月に成立をいたしまして、関連する政令とともに昨年11月27日に施行されたところであり、これによりまして独立行政法人が保有する不要財産の国庫への返納が可能となったというところでございます。不要財産については、大臣の認可を行う際に、独立行政法人評価委員会に意見を聞くこととされております。

なお、この件に関する大臣への意見の決定につきましては、昨年12月21日の独立行政法人評価委員会におきまして、分科会へ委任するということが決定をされているところでございます。

それでは、各独法の不要財産の国庫納付について瀧澤調整室長よりご説明申し上げます。

○瀧澤総務課調整室長 それでは、資料2に基づきましてご説明申し上げます。

今しがた説明させていただきましたように、これまでは独法の不要財産を国へ返納する規定はございませんでしたが、今回の通則法の改正により、国庫納付が義務づけられる形になっております。今回ご審議いただきますのは、この通則法改正施行以前に資産を譲渡した際の売却額及び現金で保有しております資産であります。

資料2の2枚目をめくっていただいたらフロー図がございまして、今回ご審議いただく手続きの流れで、下段が、改正通則法施行以前に資産を譲渡した際の売却に係る手続きでございまして、通則法の附則第3条に基づくものでございまして、これまで、国から出資された財産は譲渡しても国に返納する規定はございませんでしたが、今回の法改正により国庫納付が可能となっているという内容でございまして、

それから、不要資産を国庫納付する場合は、原則現物納付することとされてお

ますが、今回はすべて既に処分されているものでございますので、これらは附則第3条により、主務大臣が不要財産となる資産を定めることにより、現金での納付が可能となるという形になっております。国庫納付に当たりましては、独立行政法人評価委員会の意見聴取、大臣協議が必要となっております、今回4法人からそれぞれ申請がございましたので、ご審議いただきたいというふうに思っております。

不要資産とされている内容については、次のページに一覧がございます。その次のページ以降、各法人から個別の不要財産の内容について申請書が添付しておりますが、一覧表でご説明したいと思います。

不要資産とされているもののうち、農研機構の1から5までと生物研の12でございます。これは道路拡張に伴って譲渡した土地の売却額となっております。また、生物研、JIRCAS、農研機構からは電話加入権の売却額、また農研機構、農環研からは特定独法時代に災害補償互助会に加入しており、その後、被特定独法になってから労災適用がなされたことに伴い返還された預託金、見ていただきますと10番と11番、それから14番でございますが申請されております。農研機構の7番でございますが、これはもともと生研センターの基礎的研究業務において研究委託先で購入された研究機器でございます。平成15年10月に認可法人の生物系特定産業技術研究機構が独法化された際に研究委託先で保有された機器が、独法化の際に出資金として現物出資されたことになりまして、その後、業務委託規定に基づき研究委託先に機器を有償譲渡したため生じた譲渡収入による資産でございます。いずれも適正に処分されたものでありますので、独法からの申請に問題ないと考えているところでございますが、これにつきまして、ご意見を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○小林分科会長 ありがとうございます。何かご意見、ご質問等ございましょうか。

これは、払い戻しのプロセスに二通りあり、一つは通則法の46条の2、3に基づく場合と、通則法の附則の第3条に基づく場合の二つあるということですね。一方は独法が判断して決める、一方は大臣が定める、そこが大きな違いなのでですね。

○瀧澤総務課調整室長 ちょっと説明を省略したところがあったかもしれませんが、附則は、いわゆる改正通則法施行前に資産を譲渡した際に売却額が生じたものでございます。それがこのフロー図の下段に該当するものでございます。それから、

上段につきましては、いわゆる現金で保有しております不要資産について、46条の2第2項の手続きとなるという内容でございます。

○小林分科会長 それでは、本件に関して取りまとめたいと思います。

大臣への意見については、基本的に異存なしとして、文章表現上は私にご一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はい)

○小林分科会長 それでは、そのような扱いとします。

文章表現等を整えた上で、評価委員会から農林水産大臣に提出することといたします。

それでは、続いて議事の3に移ります。農研機構の役員の業績勘案率について(案)に入ります。事務局、作業の位置づけを説明していただきたいと思います。

○内田技術政策課課長補佐 ご説明申し上げます。

資料の3をごらんいただきたいと存じます。独立行政法人の役員の退職金の支給に関する業績勘案率については、平成15年12月19日の閣議決定によりまして、評価委員会が決定することとされております。

退職役員の在職期間に対応する年度業務実績評価をもとに算出しました業績勘案率を基本としまして、当該退職役員に特段の個人業績がある場合には、これを考慮するということとしております。今般、農研機構より、業績勘案率の案が提出されてございます。

それでは、農研機構の役員の業績勘案率につきまして、瀧澤調整室長よりご説明申し上げます。

○瀧澤総務課調整室長 それでは、ご説明申し上げます。

今回ご審議いただきたいのは、資料3、1枚めくっていただきますとあるように、農研機構の5名の方々についてでございます。今説明がありましたように、役員に特段の個人業績がある場合には、これを考慮するという形でございますが、考え方として算定の方法がございまして、1枚めくっていただきまして、西川副理事長のところでご説明したいと思っております。

まずは、表の中ほどに基本業績勘案率というものがございまして、こちらは在任期間中の独法の評価委員会の評価に基づいて計算するものでございまして、そこに法人業績を勘案して加算する率というのが、その下にございまして、これは、役員が担当

する業務が過去に比べ大幅に改善した場合は、0.5を上限として加算することができるということになっております。これに加えて、その下にございます個人の業績勘案というものがございます。これはそれぞれの職務に照らしましてその個人の業績がある場合には、これも実績に応じて0.5を上限としてプラスマイナスできるということになっているものでございます。

それでは、今回提出のあったそれぞれの役員の方々の業績勘案率の考え方についてご説明申し上げます。

今見ていただいている西川副理事長でございます。在任期間が19年8月1日から平成22年3月31日でございます。業績勘案率は、そこにアンダーラインを引いてありますけれども、機構から1.0という形で出てきております。基本となる業績勘案率でございますが、1.0と表の一番上にございます。2枚ほどめくっていただきまして、3ページをごらんいただきたいと思っております。これは西川副理事長が在任された年のそれぞれの評価のシートになっております。3ページ、4ページ、5ページとめくっていただくと、3年間分の評価があり、それを最終的に計算したのが、5ページの一番右のところがございます。ちょっと横になって申しわけございません、基本業績勘案率ということで、1.0というのが計算されて出ております。これが、1ページに戻っていただき、基本業績率1.0という形の計算になっているものでございます。

それから、法人業績を勘案して加算する率でございますが、先ほど申し上げましたように、担当業務が大きく改善しているかどうかということで設定する内容でございます。これにつきましては、加算するには至らないと判断したという形で法人から出てきております。

それから、次の個人業績でございます。これも表のところを見ていただくと0.0とありますが、加算するに至らないという最終的な判断になっているのですが、具体的な理由につきましては、次のページにわたって書いてございます。

ご説明いたしますと、農研機構の研究成果、また研究ポテンシャルを有効かつ積極的に活用して新たなアグリビジネス創出につなげ、社会貢献に努めるために、いわゆる産学官連携基盤の構築、状況整備の取り組みを主導し、農研機構における産学官連携の礎を築いたという形になっております。それ以降、具体的な内容等が書いてございますが、例えば、規定の改正、またマニュアルの整備等をされ、さらに、

企業を会員とするネットワークの設立とそのような方々を巻き込んだイベント等具体的なマッチング活動を指揮されたというふうな内容でございます。それから、西川副理事長は、農業機械化促進業務、また基礎的研究業務、民間研究促進業務、この3業務を担当されております。それぞれの業務に適切な指導を行われ、適正な業務執行につなげているという内容が書かれているところでございます。

2ページ目の表の一番下の4行目をごらんになっていただくと、これらの業績は、年度計画に基づいて適切に行われたものであり、今回の評価の対象となる期間においては、加減算するには至らないと判断したという形になっております。

続きまして、6ページをごらんください。丸山理事の業績シートでございます。丸山理事は、平成18年8月15日から22年3月31日在任という形になります。

業績勘案率は、1.0という形で独法から示されております。これも同じように基本業績勘案率でございますが、9ページから12ページにわたりまして、毎年の評価結果とそれに基づく計算式をやっておりまして、12ページの一番右側のところでございますが、1.0という形で計算されているものでございます。

法人業績を勘案して加算する率についても、加算するに至らないという判断をされております。

それから、個人業績でございますが、これも結果的には0.0と書いてありますが、内容といたしましては、6ページ以降、ちょっと量が多うございますが、記載されてございます。特に7ページをごらんになっていただきたいのですが、総合研究を担当する理事といたしまして、職員に対して平易な表現で研究姿勢を示しつつプロジェクトにおいて研究実施体制を整備し、具体的に、「農業新技術200X」に選定されるという早急に現場に普及する技術の創出に尽力されたという内容でございます。それから、7ページ目の下から5行、「また」以降をごらんになっていただきたいと思うのですが、普及への切れ目のない取り組みを強く求められている中で、現場普及担当のJA職員を中央農研に常駐させ、技術指導を行い、技術普及を行ったという内容でございます。これに伴いまして、次のページにございますが、多数の成果が、鉄コーティング種子、または直播、それから新地下水制御システム等具体例がございますが、多数の成果がJA傘下の複数県で普及しつつあるという内容でございます。

総合的に勘案いたしまして、加減算するに至らないと判断され、0.0という形

になっているところでございます。

駆け足で申しわけありません。13ページをごらんください。福元理事でございます。在任期間が21年4月1日から22年3月31日の1年間でございます。

業績勘案率は、1.0でございます。基本業績勘案率も15ページでございますが、Aでございますので、1.0という形になっております。

法人業績を勘案して加算する率も加算するに至らないと判断され、0となっております。

個人業績につきましては、プロジェクト研究の主査として指導力を発揮し、温暖化に伴う発芽・開花の早期化に伴い増加している霜害低減のための高精度予測法の開発等、次のページにもその研究成果に貢献された旨が書かれているものでございます。

業績といたしましては、年度計画に基づいて適切に行われたものであり、加減算するには至らないというご判断をされているところでございます。

それから、次に16ページ、林理事でございます。18年4月1日から22年3月31日の在任でございます。業績勘案率は、1.0という形で法人から出てきております。基本業績勘案率は、18ページ以降に各年度の評価結果とその計算に基づくものがございまして、21ページに最終的な計算結果が示されております。基本業績勘案率は1.0という形になっております。

法人業績に勘案して加算する率についても、加算するには至らないというご判断をされているところでございます。

個人業績でございます。林理事は、いわゆる旧食総研が農研機構に統合した際に、スムーズに融合するように指導されたということでございます。特にバーチャル組織としての食品機能性研究センターの設立、農研機構全体の機能性研究の連携強化と加速化というような形でご尽力をされたところでございます。

具体的な研究成果にかなりつながったというようなことが、その下に記載されているところでございます。当然のことながら、専門担当の理事といたしまして、17ページをごらんいただければと思うのですが、「また」以降で、プロジェクトを指揮され、多くの食品関連の研究を指導したところでございます。特に、「更に」以降に書いてありますように、研究成果をマニュアル、データベースといったような形で公開するなど、社会還元という形の積極的な取り組みをされたところでござ

います。また、運営面というところで書いてございますが、いわゆる行政対応の研究に所内の運営を工夫して取り組まれたという内容も記載されているところでございます。

年度計画に基づいて適切に行われたという形で加減算には至らないとご判断をされているところでございます

それから、次が22ページ、最後に、古山監事でございます。18年8月15日から平成22年3月31日の在任でございます。業績勘案率は、1.0でございます。基本業績勘案率につきましては、27ページに1.0という形で24ページ以降の各年度の評価結果に基づいて計算をされているところでございます。

法人業績を勘案して加算する率につきましても、特段加算するには至らないというご判断をされているところでございます。

個人業績でございますが、監査でございます。さまざまところで適切に業務が運営されているかどうか監査を行われ、研究上の不正に関する適切な対応、保有個人情報管理、コンプライアンス体制等の検討ないしは改善事項を理事長に要請し、機構といたしましては、それらを受けて適切な改善が図られたということが23ページに記載されているところでございます。

監事として年度計画に基づき業務に適切な指導、助言を行われたということでございますが、加減算するには至らないという判断でございます。加算は0という形になっているところでございます。

以上、大変駆け足で説明し申しわけございませんが、こういう形で独法から申請が上がってきております。よろしく願いいたします。

○小林分科会長 ありがとうございます。ご意見、ご質問等ございませうか。

結論は1.0ということで、農研機構から提出されました、役員の退職金にかかわる業績勘案率案についてお諮りします。

本件についての分科会の決定につきましては、案のとおりとさせていただくことでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○小林分科会長 それでは、そのようにさせていただきます。

業績勘案率の今後の取り扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

○内田技術政策課課長補佐 業績勘案率につきましては、議決権限が分科会に委任

されておりまして、本分科会において決定されます。決定した業績勘案率は、先ほど申し上げました、平成15年度閣議決定の規定によりまして、農林水産省独立行政法人評価委員会から総務省の政策評価独立行政法人評価委員会あてに通知する予定でございます。

以上です。

○小林分科会長 それでは、議事4、その他に移ります。今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

○内田技術政策課課長補佐 それでは、薄いものでございますが、資料4、今後のスケジュールについてということでございます。

1枚めくっていただきまして、本日の件が一番上に出てございますが、本日、次期中期目標、不要財産の国庫納付、そして農研機構の役員の業績勘案率について、第2回分科会でご審議をいただいたところであります。

それから、2月13日なのですが、現の独立行政法人評価委員の任期が満了となります。そして、2月14日、新たな独立行政法人評価委員の任命ということございまして、この間、いろいろ書類等を整えさせていただいて、いろいろご迷惑をとらせていただいているところでございます。

それから、2月21日、これは省の独立行政法人評価委員会でございますが、第19回が開かれる予定でございます。委員長の選任、代理人の指名、そして次期中期目標の策定等ということで議題が予定されてございます。

その次、3月上、中旬となっておりますが、今のところ3月上旬で最終調整中でございます。第3回独立行政法人評価委員会農業技術分科会ということで、各独法の次期中期計画案について、業務方法書の変更、来年度の評価基準、そして中期目標期間に係る評価基準についてなどを議題としてご審議いただきたいということで予定をさせていただきたいと存じます。

以上です。

○小林分科会長 何かご質問等ございませうか。

(なし)

○小林分科会長 それでは、今後については、そのように進めてまいります。

以上をもちまして、本日予定をしておりました審議を終えましたので、分科会を終了したいと思います。

今回の会議につきましては、議事録を公開させていただきます。議事録については、事務局ででき上がりしだい皆様にチェックしていただき、その後、インターネットで公表いたします。

以上で、本日の議事を終了し、議事進行を事務局にお返しいたします。

○内田技術政策課課長補佐 小林分科会長、議事進行大変ありがとうございました。

そして、また委員の先生方の皆様には、大変長時間のご審議ありがとうございました。

本日の資料につきましては、ご入り用でございましたら郵送させていただきます。資料の上に卓上のネームプレート等を置いていただければと存じます。不要な資料につきましては、当方で処分いたします。名札を置かずにそのまま机にお残しいただければと存じます。よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、平成22年度第2回農業技術分科会を閉会させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

午後 5時02分 閉会